

京丹後市母子家庭等自立促進計画

(案)

平成21年2月

京丹後市

白場が入ります

ごあいさつ

市長のあいさつが入ります

平成 21 年 月

京丹後市長

～ 目 次 ～

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	定義	2
5.	計画の策定体制	2
第2章	ひとり親家庭等を取り巻く状況	3
1.	統計調査からみるひとり親家庭等の現状	3
2.	アンケート調査からみるひとり親家庭等の現状	5
3.	ひとり親家庭等の自立に向けての課題	40
第3章	計画の基本的な考え方	42
1.	基本理念	42
2.	基本的な視点	42
3.	施策目標	44
4.	計画の体系	46
第4章	施策の展開	47
1.	子育てや生活支援の推進	47
2.	就業支援の推進	49
3.	養育費の確保に向けた支援の推進	51
4.	経済的支援の推進	52
5.	情報提供・相談体制の充実	53
	参考 指標となる事業の方針	56
第5章	施策の推進に向けて	58
1.	計画の進行管理	58
2.	市民や関係機関などとの連携	58
3.	重点的な施策展開	58
資 料		60
資料1	京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例	60
資料2	京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿	62
資料3	計画策定の経緯	63

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と趣旨

ひとり親家庭の増加

近年、本市では離婚の増加等により母子家庭と父子家庭がともに増加傾向にあります。このようなひとり親家庭では、その多くが児童の養育にあたって仕事と子育ての両方を担っており、そのため、仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも様々な困難に直面している場合があります。また、寡婦についても収入面など経済的な不安や高齢による健康の不安などがあり、生活支援が重要となっています。

国におけるひとり親家庭等の福祉施策、基本方針の見直し

このような中、国において、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた制度改革がはじまり、平成14年11月には「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。特に母子家庭に対する施策について、経済的支援を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換することが打ち出されました。改正された母子及び寡婦福祉法の第11条に基づき「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定されています。その後、国は平成20年4月からの児童扶養手当の一部支給停止措置などを示し、新たな基本方針も打ち出しています。

本計画の法的な根拠

「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」の第12条において地方公共団体は母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）に対し、子育てや生活の支援、就業支援を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本市のこれまでの対策

本市では平成17年3月に策定した「次世代育成支援対策行動計画」において「ひとり親家庭の自立支援」を掲げ、育児・家事等の援護の充実を図るとともに、経済的支援の充実と生活支援・相談事業などの充実を目指してきました。今後は本市のこれまでの対策を継続しながら、ひとり親家庭等の自立支援を総合的かつ計画的に展開することがより一層重要となっています。

京丹後市母子家庭等自立促進計画の策定

これらの趣旨を踏まえ、本市では、市内のひとり親家庭等の生活実態、諸問題等を把握し、経済的支援のみならず、就労支援や育児支援、相談事業の充実等により、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的に、本計画を策定します。

2 . 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「第一次京丹後市総合計画」及び「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」との連携を図ります。

3 . 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

また、法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行いません。

4 . 定義

用語	定義
母子家庭	現に児童（20 歳未満）を扶養しており、配偶者のいない女子とその児童からなる家庭
父子家庭	現に児童（20 歳未満）を扶養しており、配偶者のいない男子とその児童からなる家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた（「母子家庭」）ことがあり、その児童が全員 20 歳に達した方
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父

5 . 計画の策定体制

（1）審議会、母子寡婦福祉会・父子会での協議

本計画の策定にあたり、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会での協議に加え、当事者団体である母子寡婦福祉会・父子会からの意見を受けて策定しました。

（2）アンケートの実施

ひとり親家庭等の仕事、住まい、家庭生活、子どもの養育等の生活の実態やニーズを把握するため、平成 20 年 11 月に「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

計画について市民の幅広い意見をおききするため、平成 21 年 2 月に本計画に関するパブリックコメントを実施しました。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

1. 統計調査からみるひとり親家庭等の現状

(1) 離婚の状況

京丹後市の離婚件数は平成18年度に102件に増えたほかは概ね90件前後で推移しています。離婚率は平成18年度には1.60、平成19年度では1.44で、平成16・17年度の1.4弱よりは大きくなっています。

表 京丹後市の婚姻と離婚の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
婚姻件数	232	227	261	232
離婚件数 (全国数値)	89 (270,804)	90 (261,917)	102 (257,475)	91 (254,832)
離婚率 (全国数値)	1.36 (2.15)	1.39 (2.08)	1.60 (2.04)	1.44 (2.02)
総人口(人)	65,613	64,700	63,929	63,253

- * 婚姻では京丹後市の窓口で婚姻届を受けた件数を示しています。
- * 離婚では京丹後市の窓口で離婚届を受けた件数を示しています。
- * 総人口は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計
- * 離婚率とは人口千人あたりの件数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

京丹後市「住民基本台帳」、「京丹後市統計書」

(2) ひとり親家庭の世帯数の状況

国勢調査より京丹後市におけるひとり親家庭の世帯数をみると、平成7年から平成17年にかけて母子世帯は174世帯から282世帯まで増加し、父子世帯は36世帯から39世帯に増加しています。京丹後市の総世帯数に占めるひとり親家庭の比率は平成7年の1.1%から年々増加し、平成17年には1.5%となっています。平成7年から平成17年までの総世帯数に占めるひとり親家庭の比率をみると、全国は0.3ポイントの増加ですが、京丹後市では若干多い0.4ポイントの増加となっています。京丹後市では全国・京都府より総世帯数に占めるひとり親家庭の比率は低いものの、近年は全国水準の比率に近づいているといえます。

表 ひとり親家庭の世帯数の推移

		平成7年	平成12年	平成17年
全国	総世帯数(世帯)	44,107,856	47,062,743	49,566,305
	母子世帯数(世帯)	529,631	625,904	749,048
	父子世帯数(世帯)	88,081	87,373	92,285
	総世帯に占める比率(%)	1.4	1.5	1.7
京都府	総世帯数(世帯)	958,252	1,015,468	1,063,907
	母子世帯数(世帯)	10,843	13,091	16,465
	父子世帯数(世帯)	1,679	1,623	1,711
	総世帯に占める比率(%)	1.3	1.4	1.7
京丹後市	総世帯数(世帯)	19,901	20,456	20,920
	母子世帯数(世帯)	174	220	282
	父子世帯数(世帯)	36	31	39
	総世帯に占める比率(%)	1.1	1.2	1.5

* 京丹後市の平成7年・平成12年の数値は峰山町、久美浜町、弥栄町、丹後町、網野町、大宮町における数値を合算しています。

* 母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)。

* 父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)。

* 総世帯に占める比率は総世帯数に対する母子世帯数と父子世帯数の合計。

資料：総務省「国勢調査」

(3) 経済的な状況

生活保護受給状況

京丹後市で生活保護を受けている母子世帯数は、平成16年度の10世帯から年々増加し、平成19年度には18世帯となっています。対前年比をみると、全国では比率が徐々に減少していますが、京丹後市では平成18年度の1.00から平成19年度の1.29まで増加しています。

表 生活保護受給母子世帯数の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全国	世帯数	87,478	90,531	92,609	92,910
	対前年比	-	1.03	1.02	1.00
京丹後市	世帯数	10	14	14	18
	対前年比	-	1.40	1.00	1.29
【参考】京丹後市全体の生活保護受給世帯数(母子世帯も含む)		221	223	235	254

資料：厚生労働省「福祉行政業務報告」
京丹後市生活福祉課

児童扶養手当受給状況

京丹後市の児童扶養手当受給状況をみると、受給資格者数は平成17年度の411人から年々増加し、平成20年度には438人となっています。

表 児童扶養手当受給状況の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
受給資格者数(人)	411	418	437	438
対前年比	-	1.01	1.04	1.00
全部支給(人)	199	201	199	194
一部支給(人)	161	166	184	195
支給停止者数(人)	51	51	54	49

資料：京丹後市子育て支援課

2. アンケート調査からみるひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態を把握するため、平成20年11月に「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」を実施しました。

【調査方法・回収結果】

本調査は、「ひとり親家庭用」「寡婦用」に調査票を分けて実施しました。それぞれの調査方法や回収状況は、以下のとおりとなっています。

表 京丹後市ひとり親家庭等の実態調査の概況

	ひとり親家庭用		寡婦用
	母子家庭	父子家庭	
調査地域	京丹後市		
調査対象	18歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女子のひとり親家庭	18歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない男子のひとり親家庭	配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の子どもを養育していた者 *今回の調査では18歳から20歳の子どもがいる世帯としました。
調査方法	郵送で調査票を配布、回収しました。		
調査期間	平成20年11月7日～20日 *平成20年12月3日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象		
調査対象数	515	115	88
有効回収数	230	56	36
無効回収数	1	0	1
有効回収率	44.7%	48.7%	40.9%

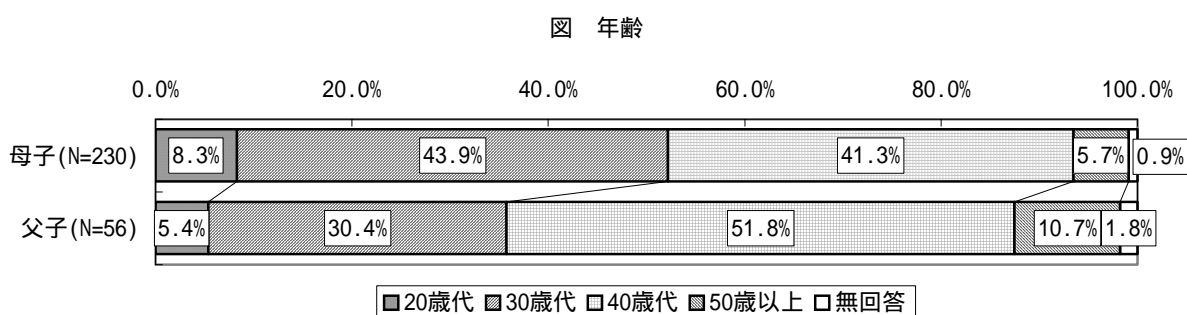
(1) ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）用調査

お子さんとお家族の状況について

- 1 現在の年齢

～母子家庭、父子家庭ともに30～40歳代が8割台～

母子家庭の年齢は、「30歳代」が43.9%で最も多く、次いで「40歳代」(41.3%)、「20歳代」(8.3%)となっています。父子家庭では、「40歳代」が51.8%で最も多く、次いで「30歳代」(30.4%)となっています。



- 2 性別

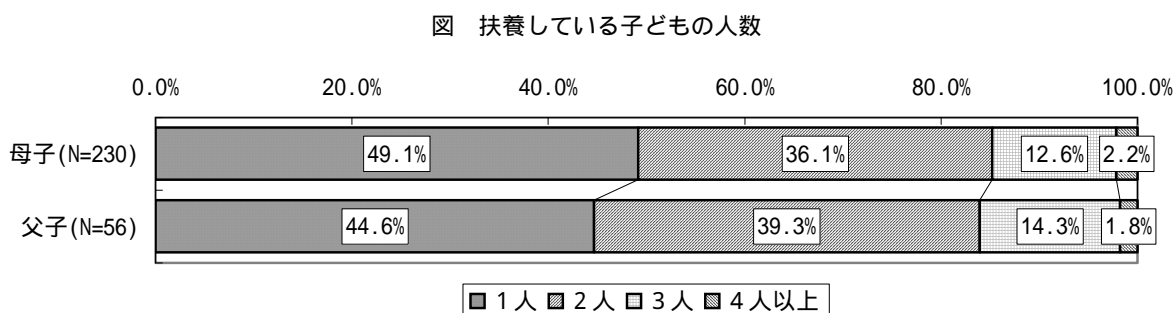
回答者の性別は、「女性」(母子家庭)が80.4%(230人)、「男性」が19.6%(56人)となっています。

表 性別

	回答数	構成比
男性	56	19.6%
女性	230	80.4%
合計	286	100.0%

- 3 扶養している子どもの人数

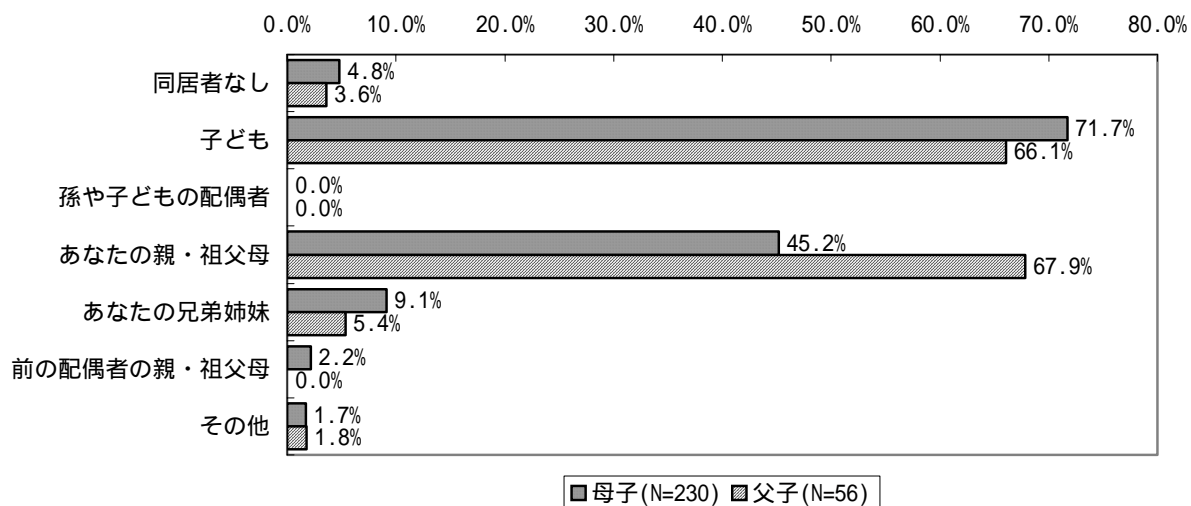
母子家庭・父子家庭ともに「1人」(49.1%、44.6%)が最も多く、次いで「2人」(36.1%、39.3%)となっています。



- 4 同居家族

母子家庭では「子ども」が71.7%で最も多く、次いで「あなたの親・祖父母」(45.2%)となっています。父子家庭では、「あなたの親・祖父母」が67.9%で最も多く、次いで「子ども」(66.1%)となっています。

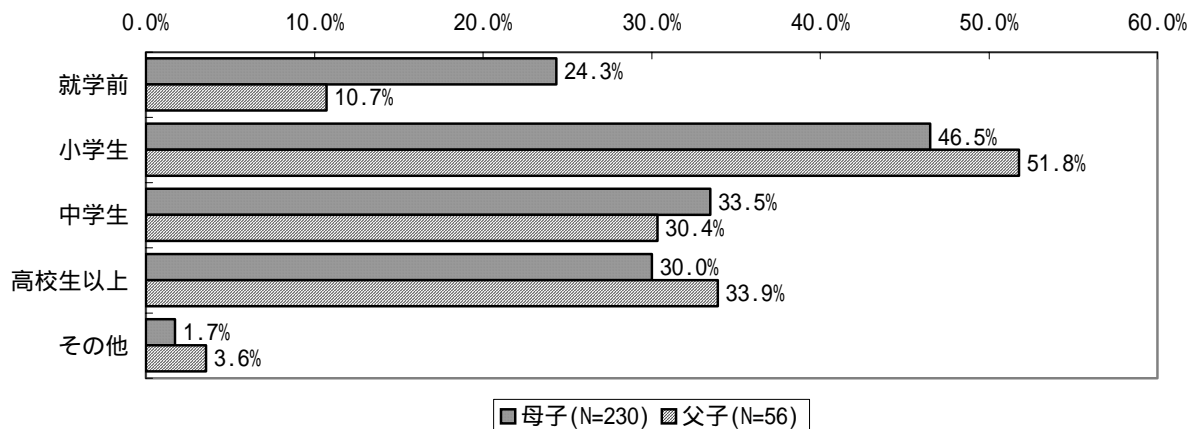
図 同居家族



- 5 扶養している子どもの就学段階

母子家庭では「小学生」が46.5%で最も多く、次いで「中学生」(33.5%)、「高校生以上」(30.0%)となっています。父子家庭では、「小学生」が51.8%で最も多く、次いで「高校生以上」(33.9%)となっています。

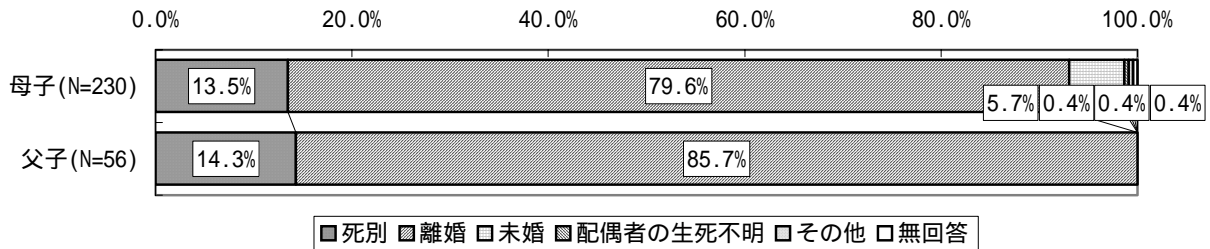
図 扶養している子どもの就学段階



- 6 ひとり親になった理由

母子家庭・父子家庭ともに「離婚」(79.6%、85.7%)が最も多く、次いで「死別」(13.5%、14.3%)となっています。

図 ひとり親家庭になった理由

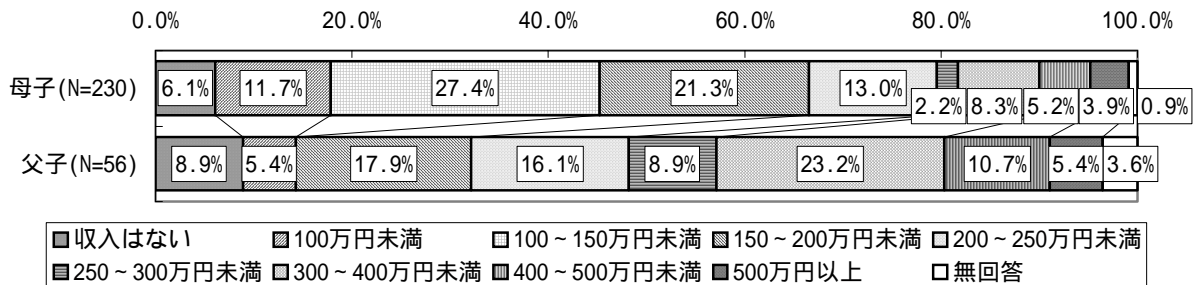


- 7 年間総収入

年間総収入は、母子家庭では「100～150万円未満」が27.4%で最も多く、次いで「150～200万円未満」(21.3%)、「200～250万円未満」(13.0%)となっています。父子家庭では「300～400万円未満」が23.2%で最も多く、次いで「150～200万円未満」(17.9%)となっています。

年間総収入が200万円未満の家庭は母子家庭では66.5%、父子家庭では32.2%となっており、母子家庭は父子家庭より低所得の家庭が多くなっています。

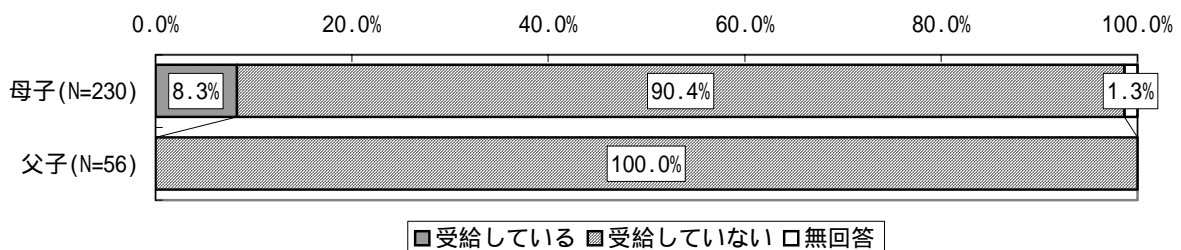
図 年収



- 8 生活保護の受給

母子家庭の8.3%が生活保護を受給している。父子家庭は全ての回答者が生活保護を受給していないと回答しています。

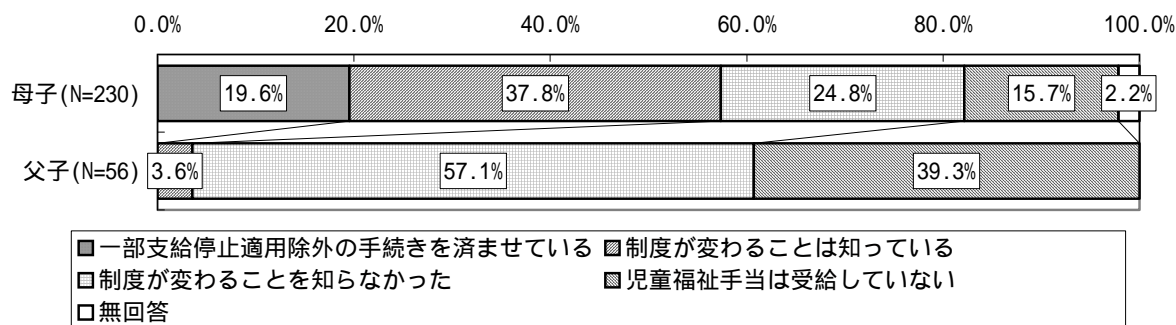
図 生活保護



- 9 児童福祉手当減額の認知度

児童福祉手当減額の認知度は、母子家庭では知っている人（「一部支給停止適用除外の手続きを済ませている」と「制度が変わることは知っている」の合計）が57.4%と、半数以上が認知しています。父子家庭では、「制度が変わることを知らなかった」が57.1%で最も多くなっており、知っている人は3.6%にとどまっています。

図 児童福祉手当減額の認知度

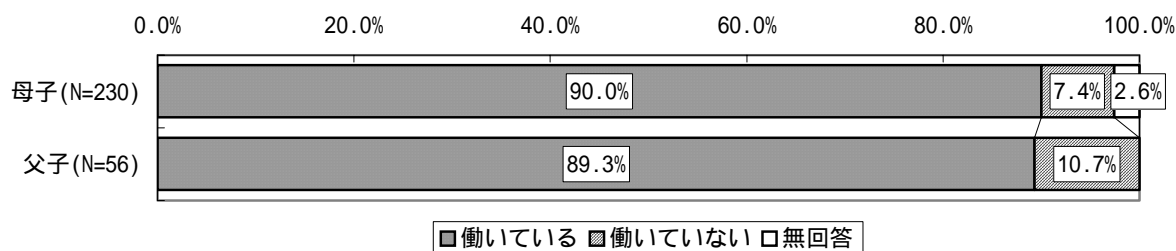


仕事の状況について

- 1 働いているか

母子家庭、父子家庭ともに約9割が現在働いています。

図 働いているか

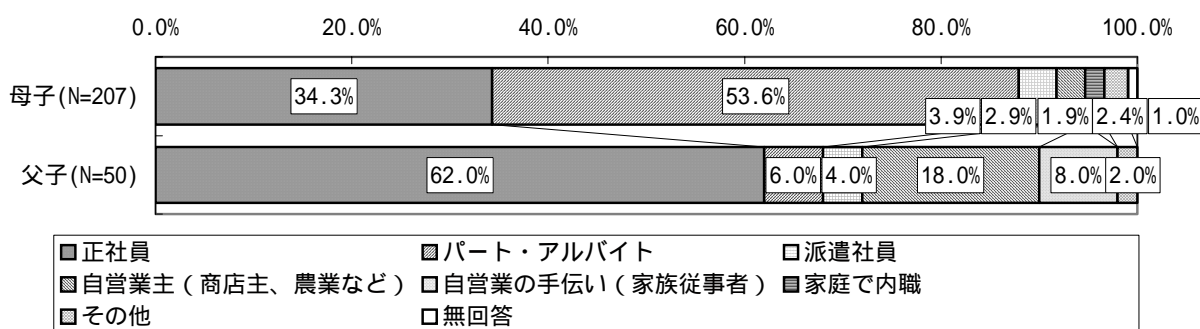


- 2 現在の就業形態

現在働いている方のうち、現在の就業形態は、母子家庭では「パート・アルバイト」が53.6%で最も多く、次いで「正社員」(34.3%)、「派遣社員」(3.9%)となっている。父子家庭では、「正社員」が62.0%で最も多く、次いで「自営業主(商店主、農業など)」(18.0%)となっています。

父子家庭は、「正社員」や「自営業主」といういわゆる定職に就いている人がほとんどであるのに対して、母子家庭のほうは「パート・アルバイト」や「派遣社員」という人が多く、不安定な就労状況となっています。

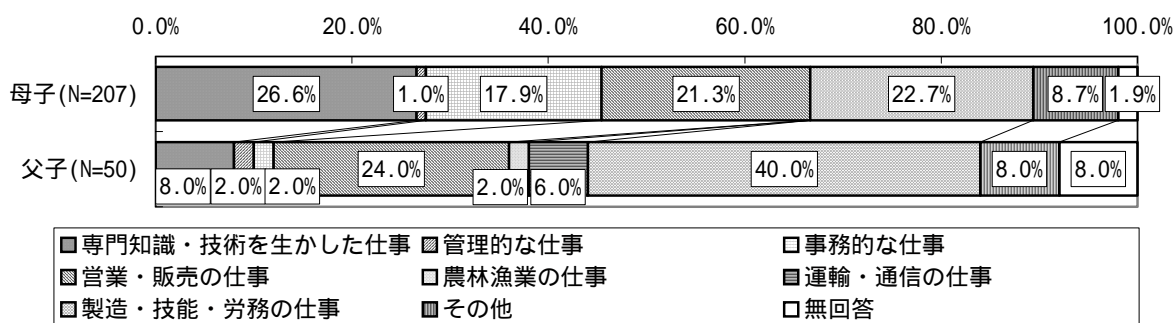
図 現在の就業形態



- 3 現在の職種

現在働いている方のうち、現在の職種は、母子家庭では「専門知識・技術を生かした仕事」が26.6%で最も多く、次いで「製造・技能・労務の仕事」(22.7%)、「営業・販売の仕事」(21.3%)となっています。父子家庭では、「製造・技能・労務の仕事」が40.0%で最も多く、次いで「営業・販売の仕事」(24.0%)となっています。

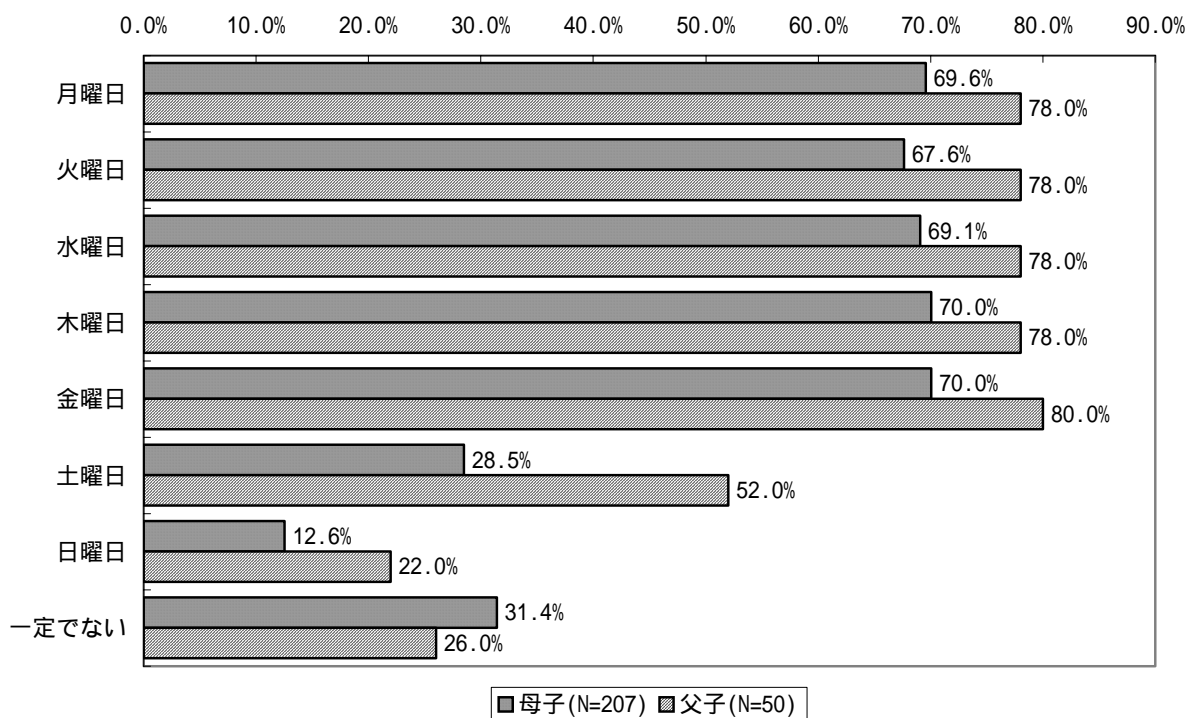
図 現在の職種



- 4 就業曜日

現在働いている方のうち、就業曜日は、平日はいずれも母子家庭では7割程度、父子家庭では8割程度となっています。また、「土曜」は母子家庭が28.5%、父子家庭が52.0%となっており、他の曜日に比べて母子家庭と父子家庭の差が大きくなっています。

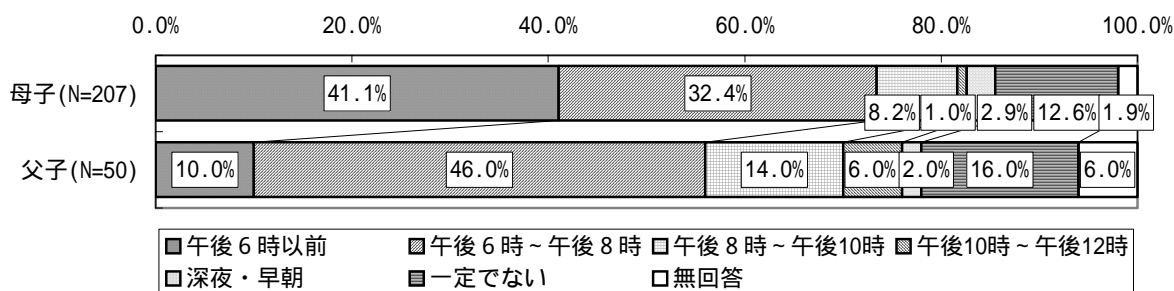
図 就業曜日



- 5 帰宅時間

現在働いている方のうち、帰宅時間は、母子家庭では「午後6時以前」が41.1%で最も多く、次いで「午後6時～午後8時」(32.4%)、「一定でない」(12.6%)となっています。父子家庭では、「午後6時～午後8時」が46.0%で最も多く、次いで「一定でない」(16.0%)となっています。

図 帰宅時間

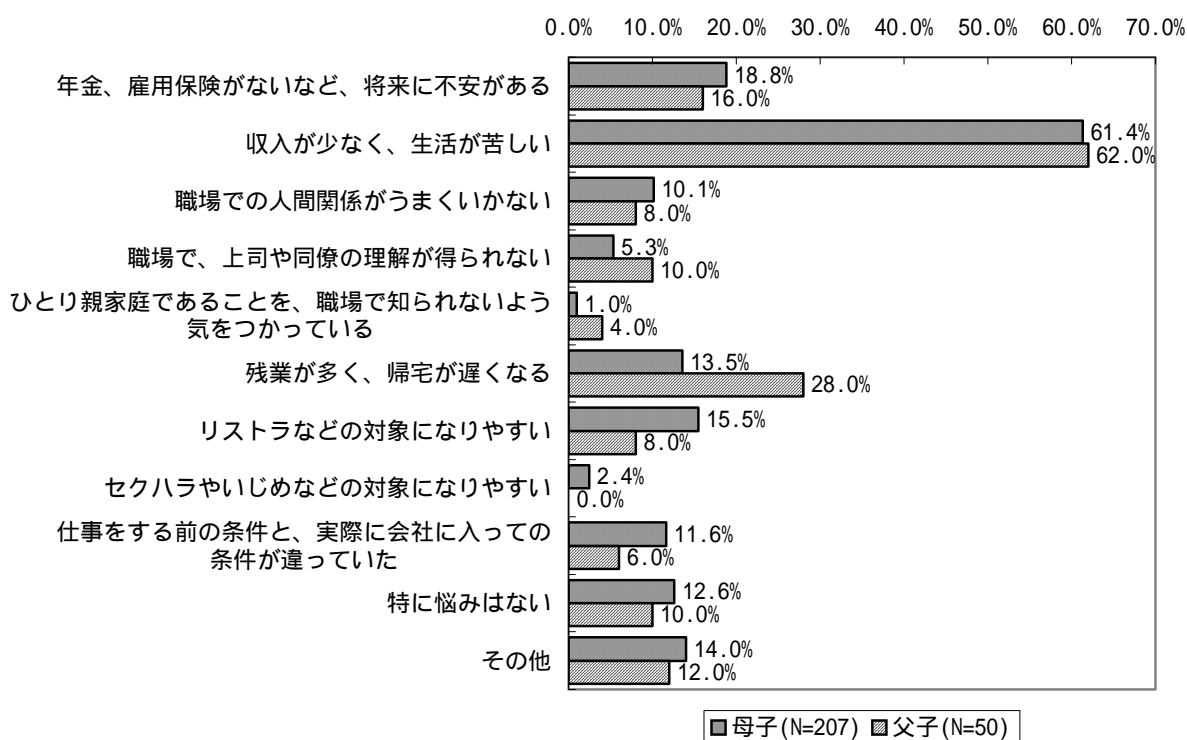


- 6 仕事上の悩み

～母子家庭・父子家庭ともに「収入が少なく、生活が苦しい」が最も多く、次いで母子家庭では「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」、父子家庭では「残業が多く、帰宅が遅くなる」～

母子家庭・父子家庭ともに「収入が少なく、生活が苦しい」(61.4%、62.0%)が最も多く、次いで母子家庭では「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」(18.8%)、「リストラなどの対象になりやすい」(15.5%)、父子家庭では「残業が多く、帰宅が遅くなる」(28.0%)、「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」(16.0%)となっています。

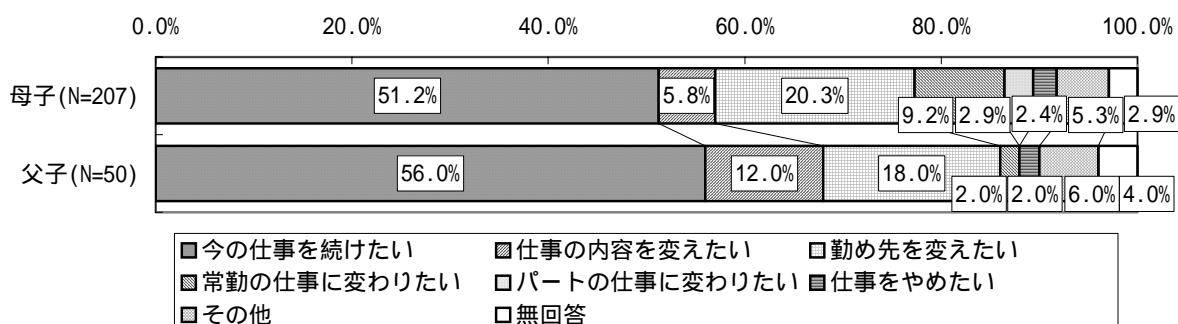
図 仕事上の悩み



- 7 今後の希望

今後の希望は、母子家庭・父子家庭ともに「今の仕事を続けたい」(51.2%、56.0%)が最も多く、次いで「勤め先を変えたい」(20.3%、18.0%)となっています。

図 今後の希望



- 8 転職希望理由

勤め先を変えたい、もしくは常勤・パートの仕事に変わりたい方のうち、転職希望理由は、母子家庭では「収入がよくない」が62.7%で最も多く、次いで「労働時間があわない」(22.4%)、「勤め先が自宅から遠い」(19.4%)となっています。父子家庭では、「収入がよくない」が90.0%(9人)で最も多くなっています。

表 転職希望理由

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
収入がよくない	42	62.7%	9	90.0%
勤め先が自宅から遠い	13	19.4%	3	30.0%
健康がすぐれない	6	9.0%	2	20.0%
仕事内容がよくない	8	11.9%	1	10.0%
職場環境になじめない	7	10.4%	2	20.0%
労働時間があわない	15	22.4%	2	20.0%
社会保険がないまたは不十分	9	13.4%	3	30.0%
休みが少ない	7	10.4%	1	10.0%
身分が安定していない	8	11.9%	3	30.0%
経験や能力が発揮できない	4	6.0%	1	10.0%
その他	7	10.4%	0	0.0%
有効回答数	67	100.0%	10	100.0%

- 9 就職希望

現在働いていない方のうち、就職希望は、「できれば就職したい」が母子家庭で88.2%(15人)、父子家庭で83.3%(5人)とそれぞれ最も多くなっています。

表 就職希望

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
できれば就職したい	15	88.2%	5	83.3%
就職は考えていない	2	11.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	16.7%
合計	17	100.0%	6	100.0%

- 10 働いていない理由

現在働いておらず就職希望のある方のうち、働いていない理由は、母子家庭では「時間について条件の合う仕事がない」が66.7%(10人)で最も多く、次いで「求職中」(46.7%、7人)となっています。父子家庭では「時間について条件の合う仕事がない」が100.0%(5人)で最も多くなっています。

表 働いていない理由

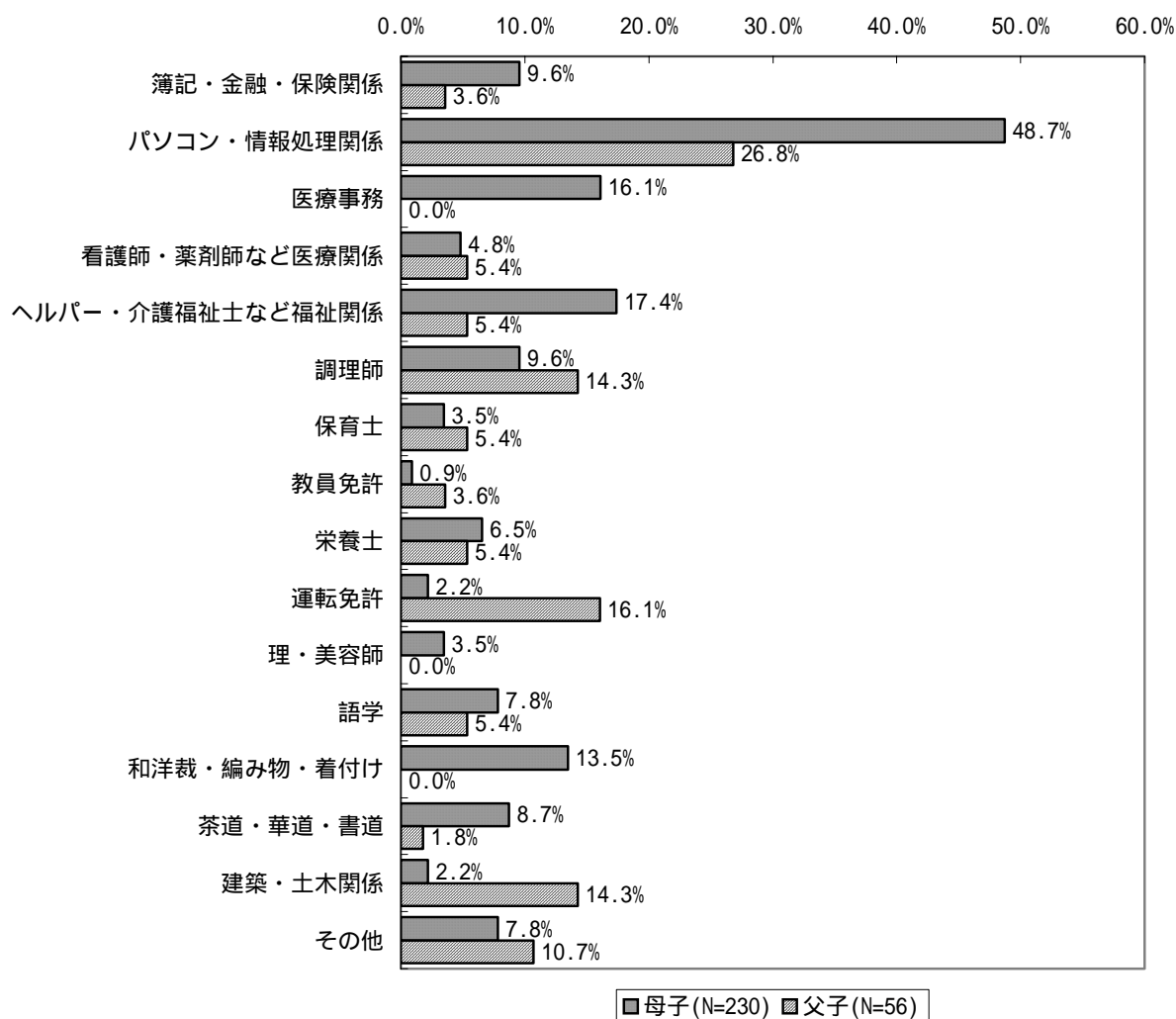
	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
子どもの世話をしてくれる人がいない	5	33.3%	3	60.0%
病気(病弱)で働けない	2	13.3%	2	40.0%
求職中	7	46.7%	3	60.0%
職業訓練を受けたり技術を習得中である	0	0.0%	0	0.0%
収入面で条件の合う仕事がない	3	20.0%	1	20.0%
時間について条件の合う仕事がない	10	66.7%	5	100.0%
自分の適性に合う仕事がない	4	26.7%	1	20.0%
就職の面接を受けても採用されない	6	40.0%	4	80.0%
その他	2	13.3%	0	0.0%
有効回答数	15	100.0%	5	100.0%

- 11 取得希望資格

取得希望資格は、母子家庭・父子家庭ともに「パソコン・情報処理関係」(48.7%、26.8%)が最も多くなっている。次いで、母子家庭では「ヘルパー・介護福祉士など福祉関係」(17.4%)、「医療事務」(16.1%)、父子家庭では「運転免許」(16.1%)、「調理師」・「建築・土木関係」(ともに14.3%)となっています。

母子家庭・父子家庭のいずれも情報処理関係の資格取得希望が多く、母子家庭では、医療・福祉系の資格取得に対する希望が多い。

図 習得したい技能・資格

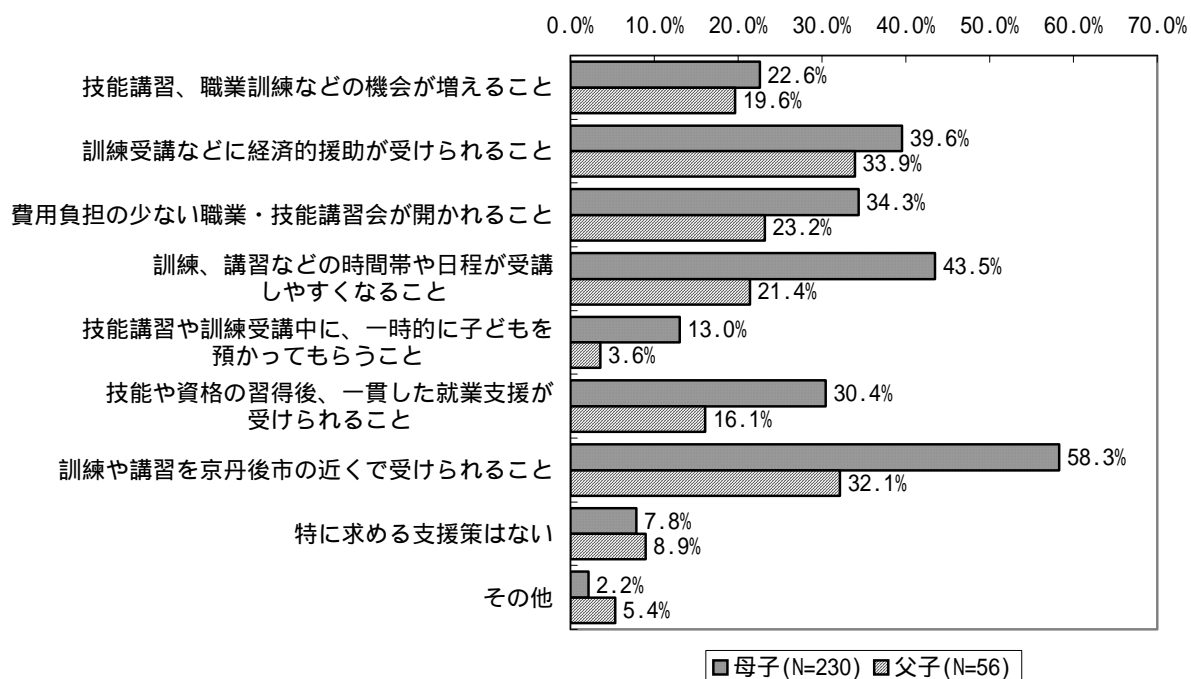


- 12 希望する技能・資格の習得支援策

～母子家庭・父子家庭ともに「訓練や講習を京丹後市の近くで受けられること」～

母子家庭では「訓練や講習を京丹後市の近くで受けられること」が 58.3%で最も多く、次いで「訓練、講習などの時間帯や日程が受講しやすくなること」(43.5%)、「訓練受講などに経済的援助が受けられること」(39.6%)となっています。父子家庭では、「訓練受講などに経済的援助が受けられること」が 33.9%で最も多く、次いで「訓練や講習を京丹後市の近くで受けられること」(32.1%)となっています。

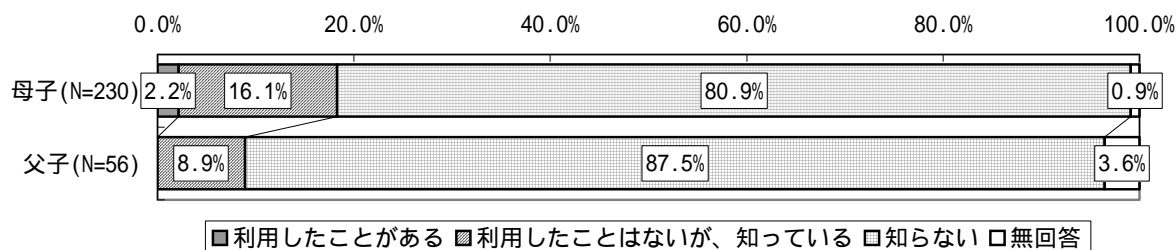
図 希望する技能・資格の習得支援策



- 13 巡回就労相談の認知度

巡回就労相談の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(80.9%、87.5%)が8割以上を占めています。「利用したことがある」と「利用したことはないが、知っている」の合計は母子家庭が 18.3%、父子家庭が 8.9%となっており、母子家庭の方が認知度が高くなっています。

図 巡回就労相談の認知度



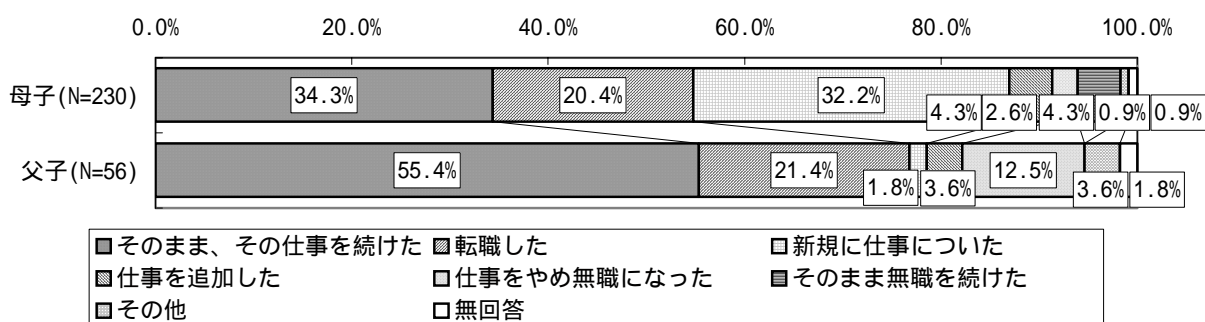
就労に関する不安や悩みのあるひとり親家庭の方を対象に京都府母子家庭等北部自立支援センターが行っている相談支援サービス

- 14 ひとり親になった前後の仕事上の変化

～母子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」と「新規に仕事についた」が3割強ずつ、父子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」が5割強～

母子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」が34.3%で最も多く、次いで「新規に仕事についた」(32.2%)、「転職した」(20.4%)となっている。父子家庭では、「そのまま、その仕事を続けた」が55.4%で最も多く、次いで「転職した」(21.4%)となっています。母子家庭では、従来の仕事を継続している人と同様の比率でひとり親になって新たな職についた人が多く、父子家庭は従来の仕事を継続している人が過半数程度を占めています。

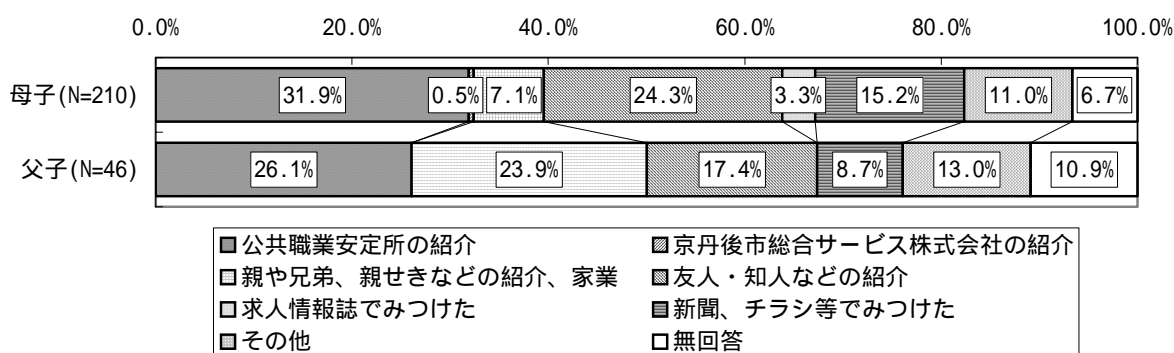
図 ひとり親家庭になった前後の仕事上の変化



- 15 仕事を見つけた方法

ひとり親になった後に仕事をしている方のうち、仕事を見つけた方法は、母子家庭・父子家庭ともに「公共職業安定所の紹介」(31.9%、26.1%)が最も多く、次いで母子家庭では「友人・知人などの紹介」(24.3%)、父子家庭では「親や兄弟、親戚などの紹介、家業」(23.9%)となっています。

図 仕事を見つけた方法



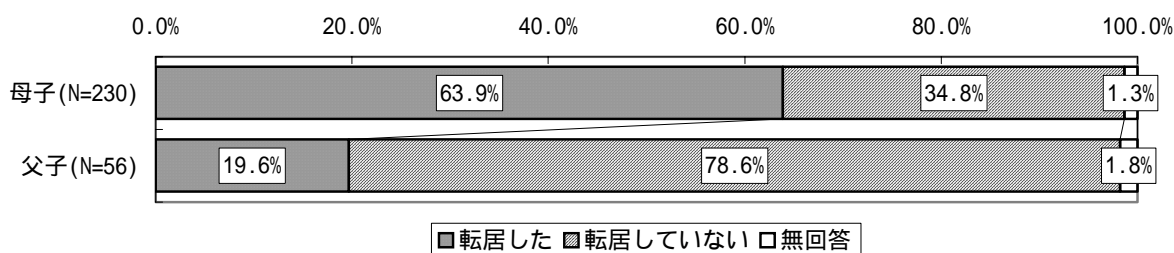
住居の状況について

- 1 ひとり親になった前後の転居の有無

ひとり親になった前後の転居の有無は、母子家庭では「転居した」が63.9%で「転居していない」(34.8%)を29.1ポイント上回っている。父子家庭では、「転居していない」が78.6%で、「転居した」(19.6%)を59.0ポイント上回っています。

母子家庭では、ひとり親になって「転居した」人が多いことがわかります。

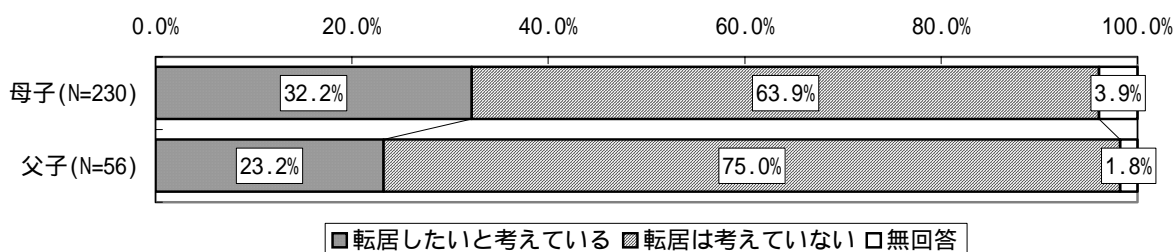
図 ひとり親になった前後の転居の有無



- 2 転居希望

転居希望は、母子家庭・父子家庭ともに「転居は考えていない」(63.9%、75.0%)が「転居したいと考えている」(32.2%、23.2%)を上回っています。

図 転居希望

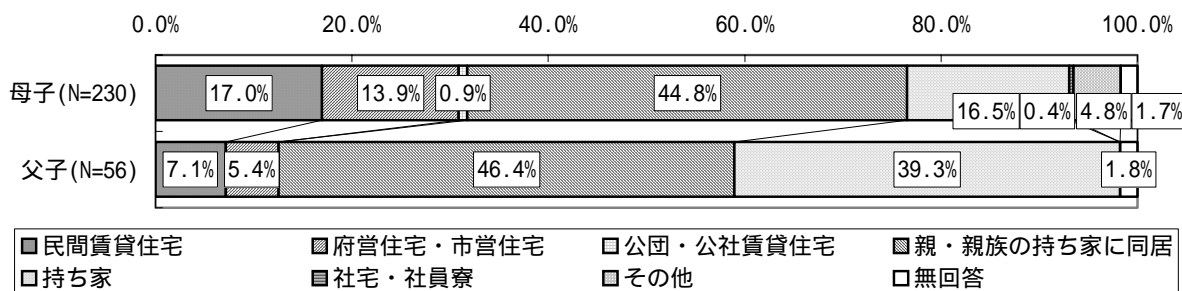


- 3 住居の所有関係

住居の所有関係は、母子家庭・父子家庭ともに「親・親族の持ち家に同居」(44.8%、46.4%)が最も多くなっています。母子家庭では賃貸住宅(「民間賃貸住宅」「府営住宅・市営住宅」「公団・公社賃貸住宅」の合計)31.8%で、「持ち家」の16.5%を15.3ポイント上回っていますが、父子家庭では「持ち家」が39.3%で、賃貸住宅の12.5%を26.8ポイント上回っています。

母子家庭は「賃貸住宅」が多く、父子家庭は「持ち家」という人が多くなっています。

図 住居の所有関係



- 4 1か月の家賃

住居の所有関係が賃貸住宅の方のうち、1か月の家賃は、母子家庭では「1万円～3万円未満」が30.1%で最も多く、次いで「3万円～5万円未満」(26.0%)、「1万円未満」(21.9%)となっています。父子家庭の賃貸住宅は合わせて7人で、内訳は、「1万円～3万円未満」が3人、「3万円～5万円未満」と「5万円～7万円未満」がそれぞれ2人となっています。

表 1か月の家賃

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1万円未満	16	21.9%	0	0.0%
1万円～3万円未満	22	30.1%	3	42.9%
3万円～5万円未満	19	26.0%	2	28.6%
5万円～7万円未満	14	19.2%	2	28.6%
7万円以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.7%	0	0.0%
合計	73	100.0%	7	100.0%

- 5 賃貸住宅を探す際の悩み

賃貸住宅を探す際の悩みは、母子家庭では「家賃が高い」が76.7%で最も多く、次いで「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」(43.8%)、「希望する場所に住宅が見つからない」(31.5%)となっています。父子家庭では、「保証金などの一時金が確保できない」が4人で最も多くなっています。

表 賃貸住宅を探す際の悩み

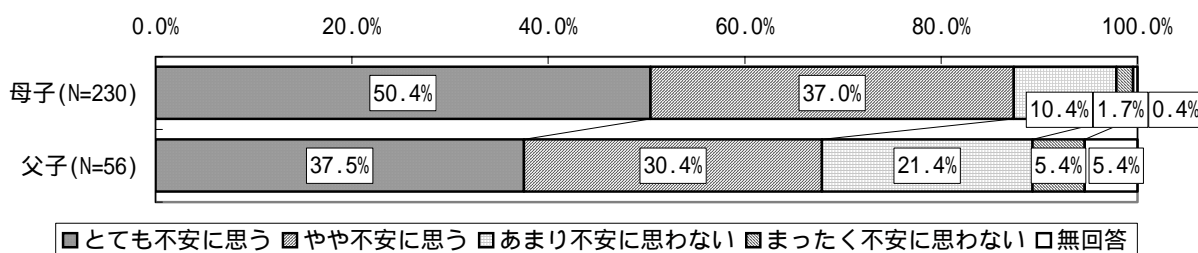
	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
家賃が高い	56	76.7%	3	42.9%
希望する場所(駅・職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない	23	31.5%	3	42.9%
保証金(敷金等)などの一時金が確保できない	22	30.1%	4	57.1%
連帯保証人が見つからない	14	19.2%	3	42.9%
入居可能な賃貸住宅の情報が不足している	10	13.7%	3	42.9%
府営住宅・市営住宅になかなか入れない	32	43.8%	2	28.6%
ひとり親という理由で入居が難しい	4	5.5%	3	42.9%
その他	2	2.7%	0	0.0%
有効回答数	73	100.0%	7	100.0%

生活の状況について

- 1 子どもの養育についての不安

子どもの養育についての不安は、不安に思う(「とても不安に思う」と「やや不安に思う」の合計)が母子家庭では87.4%、父子家庭では67.9%と、不安に思わない(「あまり不安に思わない」と「まったく不安に思わない」の合計)を大きく上回っています。

図 子どもの養育についての不安

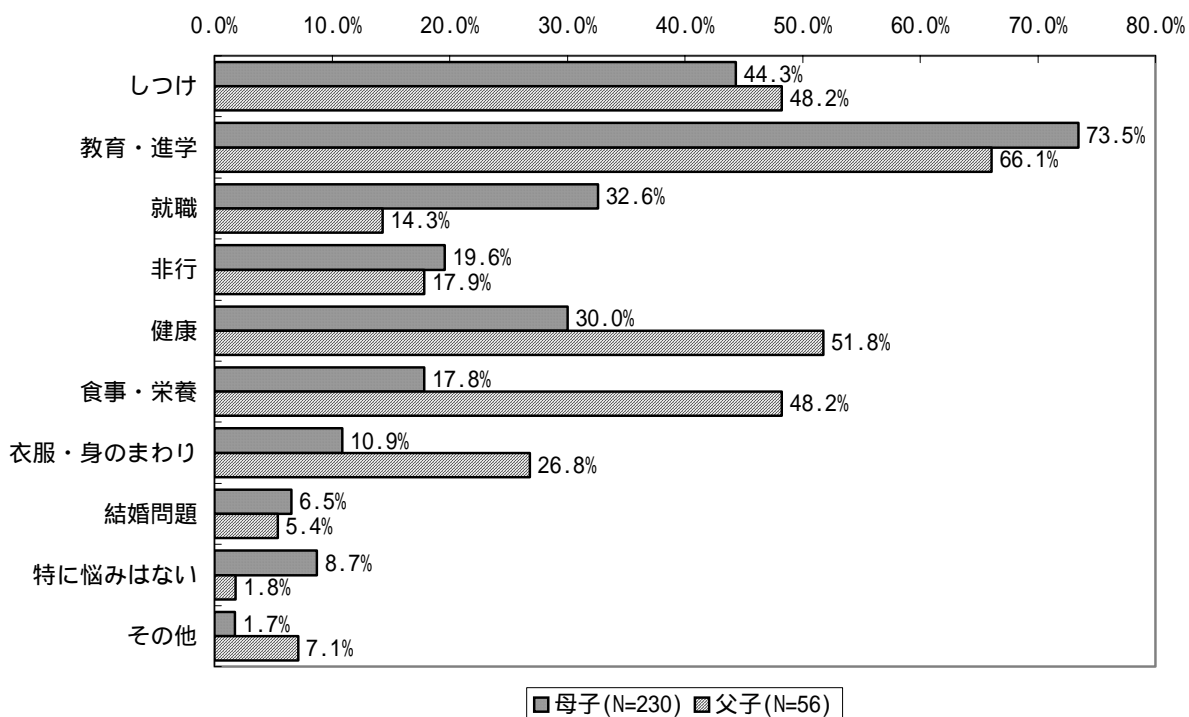


- 2 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進学」(73.5%、66.1%)が最も多くなっている。次いで、母子家庭では「しつけ」(44.3%)、「就職」(32.6%)、父子家庭では「健康」(51.8%)、「しつけ」・「食事・栄養」(ともに48.2%)となっています。

母子・父子家庭のいずれも「教育・進学」に関する悩みを抱えている人が多くなっています。

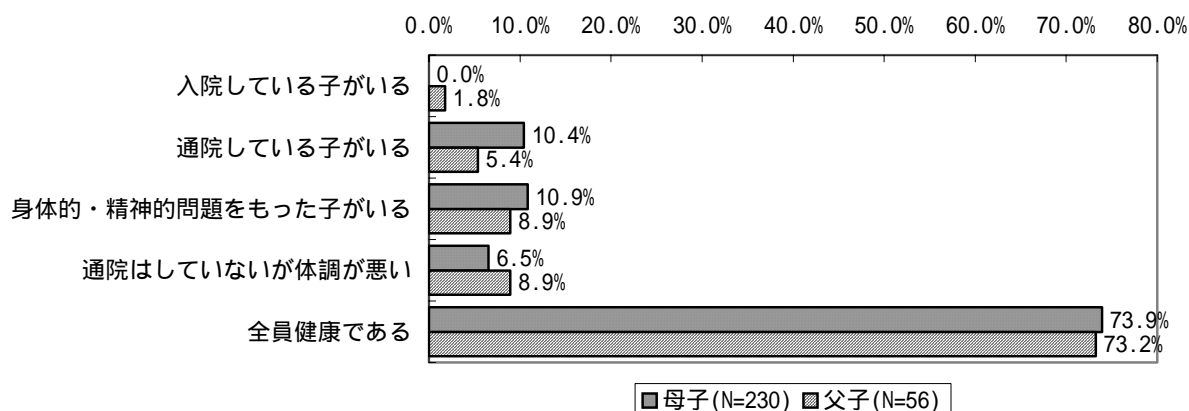
図 子どもに関する悩み



- 3 子どもの健康状態

子どもの健康状態は、母子家庭・父子家庭ともに「全員健康である」(73.9%、73.2%)が最も多くなっています。なお、「身体的・精神的問題をもった子がいる」は母子家庭の10.9%、父子家庭の8.9%となっています。

図 子どもの健康状態

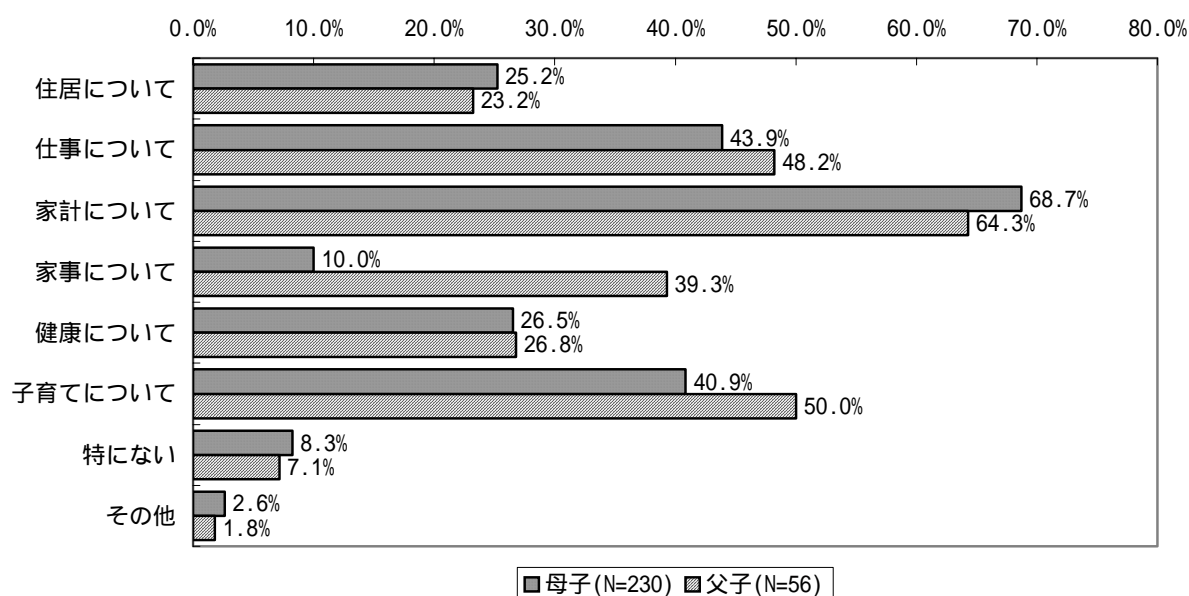


- 4 現在困っていること

現在困っていることは、母子家庭・父子家庭ともに「家計について」(68.7%、64.3%)が最も多く、次いで母子家庭では「仕事について」(43.9%)、父子家庭では「子育てについて」(50.0%)となっています。

なお、父子家庭では、「家事について」困っている人が39.3%と、母子家庭の10.0%に比べて多くなっています。

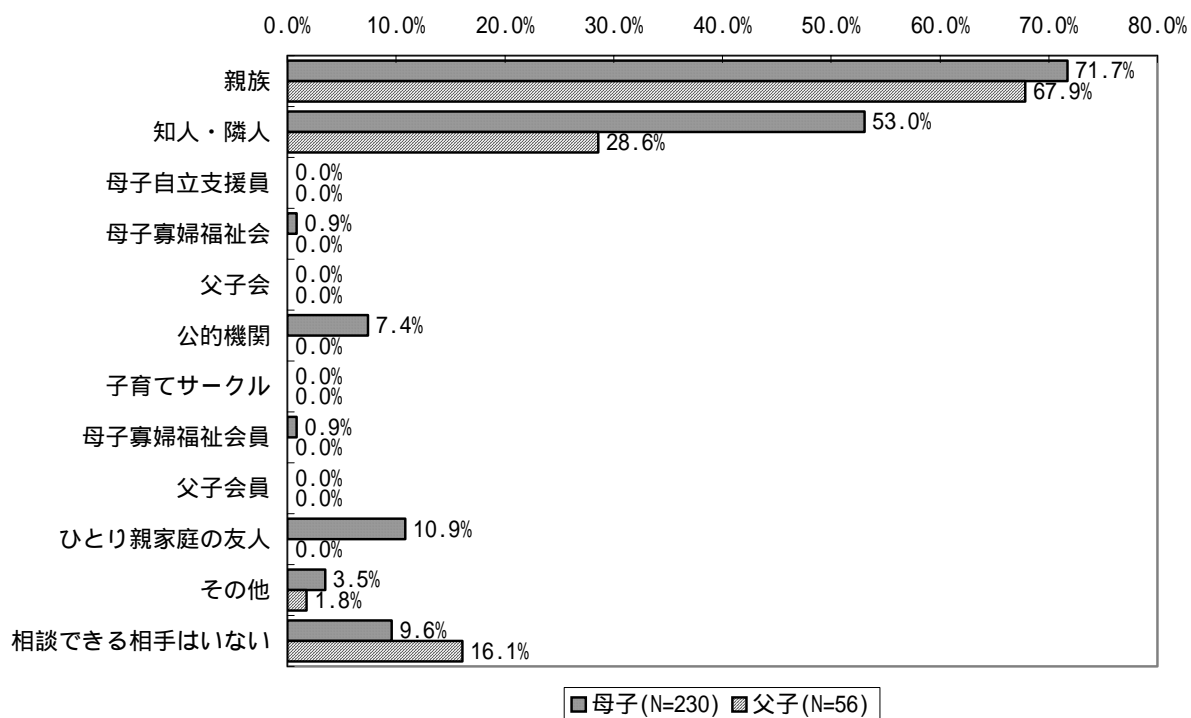
図 現在困っていること



- 5 相談相手

相談相手は、母子家庭・父子家庭ともに「親族」(71.7%、67.9%)が最も多く、次いで「知人・隣人」(53.0%、28.6%)となっています。なお、「相談できる相手はいない」は父子家庭が16.1%で母子家庭の9.6%に比べて多くなっています。

図 相談相手

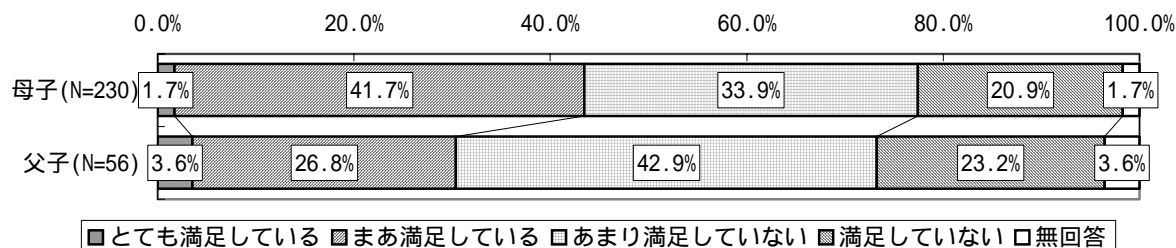


- 6 現在の生活の満足度

現在の生活の満足度は、満足している(「とても満足している」と「まあ満足している」の合計)は母子家庭が43.4%、父子家庭が30.4%で、満足していない(「あまり満足していない」と「満足していない」の合計)は母子家庭が54.8%、父子家庭が66.1%となっています。

母子家庭・父子家庭ともに「満足していない」が「満足している」を上回っており、また、父子家庭の方が満足度が低くなっています。

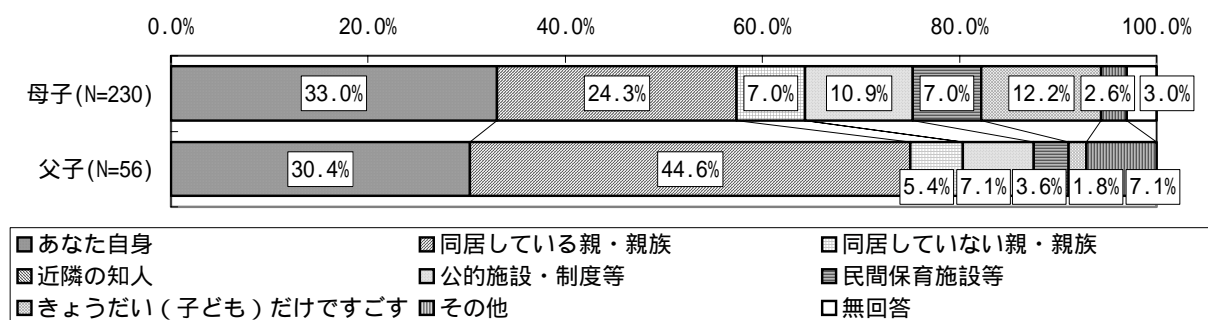
図 現在の生活の満足度



- 7 子どもの日中の世話

子どもの日中の世話は、母子家庭では「あなた自身」が33.0%で最も多く、次いで「同居している親・親族」(24.3%)、「きょうだい(子ども)だけですごす」(12.2%)となっています。父子家庭では「同居している親・親族」が44.6%で最も多く、次いで「あなた自身」(30.4%)となっています。

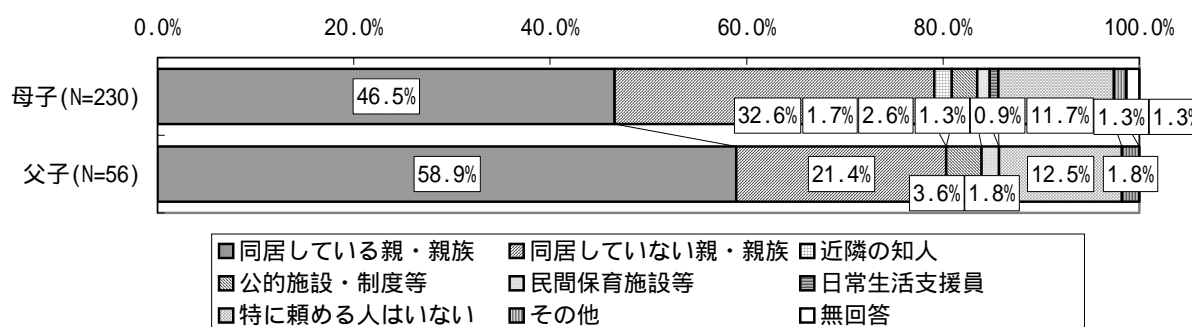
図 子どもの日中の世話



- 8 子どもの世話等の手助けを求める相手

子どもの世話等の手助けを求める相手は、母子家庭・父子家庭ともに「同居している親・親族」(46.5%、58.9%)が最も多く、次いで「同居していない親・親族」(32.6%、21.4%)となっています。母子・父子家庭のいずれも約8割が「親族」を頼りにしている状況がうかがえるが、「特に頼める人はいない」も1割強あります。

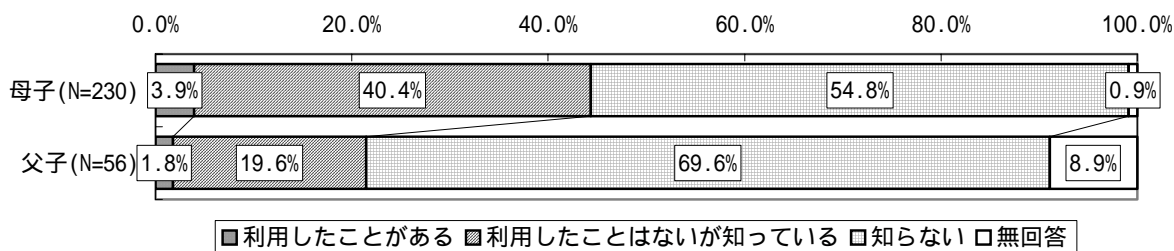
図 子どもの世話等の手助けを求める相手



- 9 母子家庭等日常生活支援事業の認知度

母子家庭等日常生活支援事業の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(54.8%、69.6%)が過半数を占めています。知っている(「利用したことがある」と「利用したことはないが知っている」の合計)は母子家庭が44.3%で、父子家庭の21.4%に比べて多くなっています。

図 母子家庭等日常生活支援事業の認知度

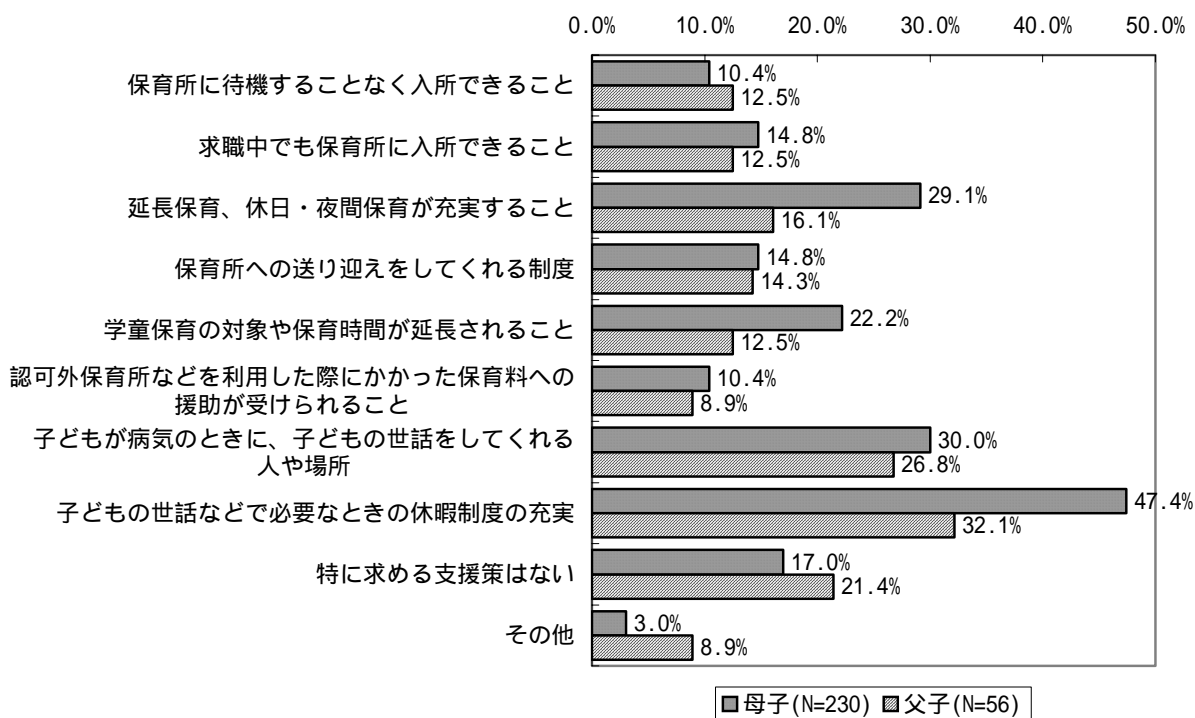


- 10 希望する子育て支援策

希望する子育て支援策は、母子家庭・父子家庭ともに「子どもの世話などで必要なときの休暇制度の充実」(47.4%、32.1%)が最も多く、次いで「子どもが病気の際に、子どもの世話をしてくれる人や場所」(30.0%、26.8%)となっています。母子家庭・父子家庭のいずれも病気などの緊急時に子どもの世話をしてくれる人や場所に対する希望が多くなっています。

母子家庭が父子家庭よりも多く、特に差が大きいものは「子どもの世話などで必要なときの休暇制度の充実」(15.3ポイント差)「延長保育、休日・夜間保育が充実すること」(13.0ポイント差)「学童保育の対象や保育時間が延長されること」(9.7ポイント差)などとなっています。

図 希望する子育て支援策



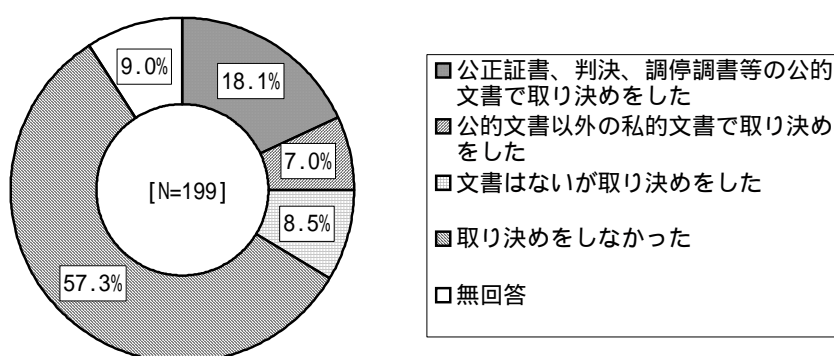
養育費の状況について

- 1 養育費の取り決め状況

～「取り決めをしなかった」は母子家庭の6割弱～

ひとり親になった理由が「死別」でない母子家庭の方のうち、養育費の取り決め状況は、「取り決めをしなかった」が57.3%で最も多く、次いで「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」(18.1%)となっています。何らかの取り決めをした方(「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」「公的文書以外の私的文書で取り決めをした」「文書はないが取り決めをした」の合計)は33.6%となっています。

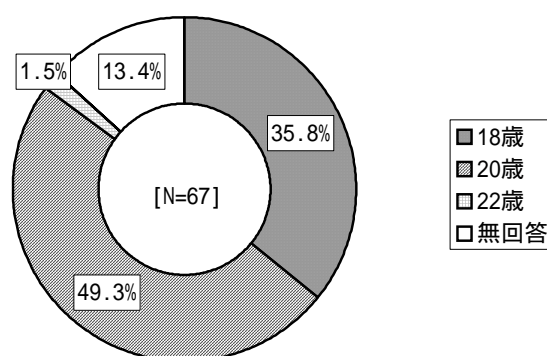
図 養育費の取り決め状況



- 2 規定した養育費の支払い期間

養育費について何らかの取り決めをした方のうち、規定した養育費の支払い期間は、「子どもが20歳になるまで」が49.3%で最も多く、次いで「子どもが18歳になるまで」(35.8%)となっています。

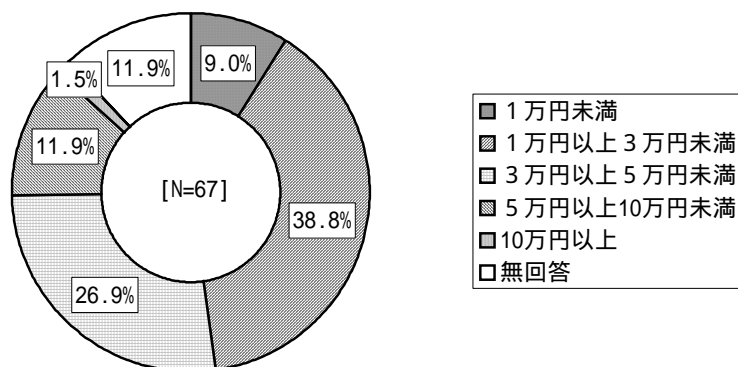
図 規定した養育費の支払い期間



- 3 子どもひとり当たりの養育費の月額

養育費について何らかの取り決めをした方のうち、子どもひとり当たりの養育費の月額は、「1万円以上3万円未満」が38.8%で最も多く、次いで「3万円以上5万円未満」(26.9%)、「5万円以上10万円未満」(11.9%)となっています。

図 子どもひとり当たりの養育費の月額

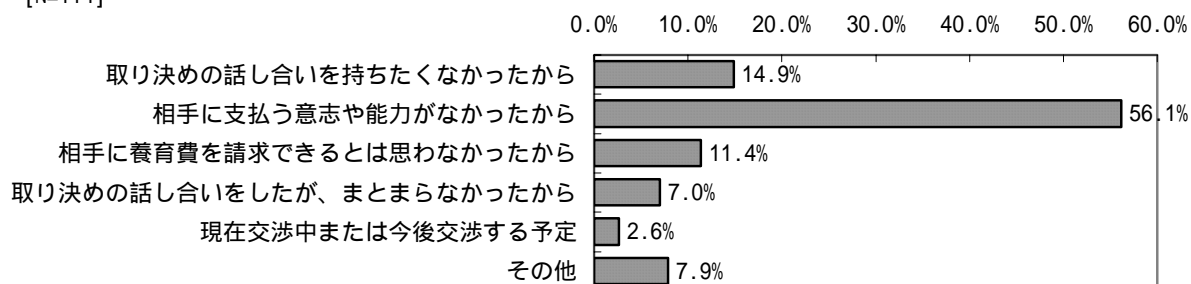


- 4 養育費の取り決めをしなかった理由

養育費の取り決めをしなかった方のうち、取り決めをしなかった理由は、「相手に支払う意志や能力がなかったから」が56.1%で最も多く、次いで「取り決めの話し合いを持ちたくなかったから」(14.9%)となっています。

図 養育費の取り決めをしなかった理由

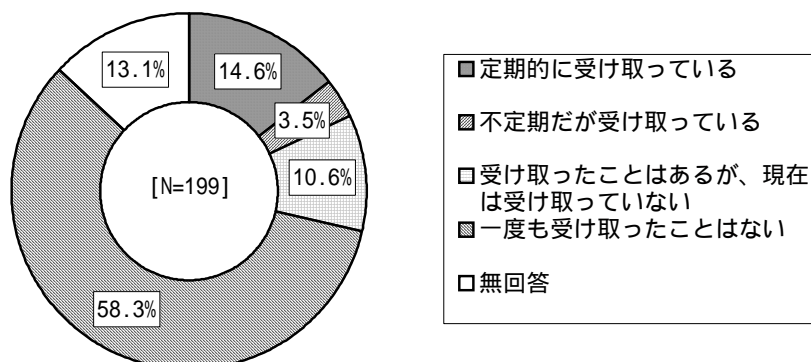
[N=114]



- 5 養育費の受給状況

ひとり親になった理由が「死別」でない母子家庭の方のうち、養育費の受給状況は、「一度も受け取ったことはない」が58.3%で最も多く、次いで「定期的に受け取っている」(14.6%)、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」(10.6%)、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」(10.6%)となっています。

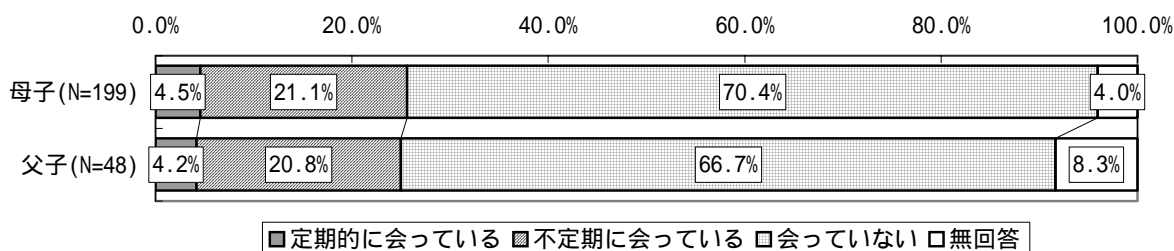
図 養育費の受給状況



- 6 子どもと別れた親との面会状況

ひとり親になった理由が「死別」以外の方のうち、子どもと別れた親との面会状況は、母子家庭・父子家庭ともに「会っていない」(70.4%、66.7%)が最も多く、次いで「不定期に会っている」(21.1%、20.8%)となっています。

図 子どもと別れた親との面会状況

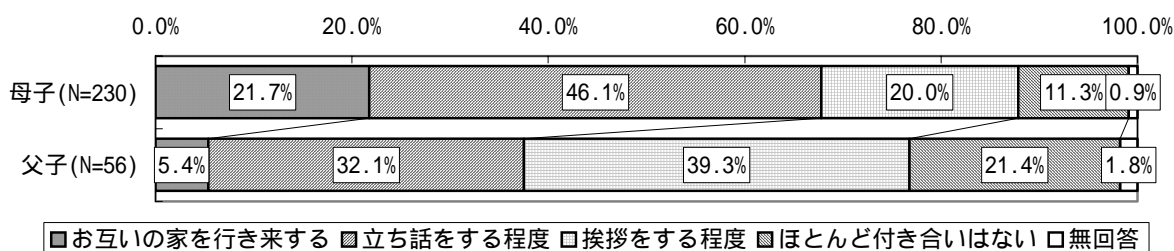


地域生活の状況について

- 1 近隣との交流

近隣との交流は、母子家庭では「立ち話をする程度」が46.1%で最も多く、次いで「お互いの家を行き来する」(21.7%)となっている。父子家庭では「挨拶をする程度」が39.3%で最も多く、次いで「立ち話をする程度」(32.1%)となっています。「お互いの家を行き来する」は母子家庭が父子家庭(5.4%)の約4倍となっており、母子家庭の方が近隣との親しい交流があるという傾向がみられます。

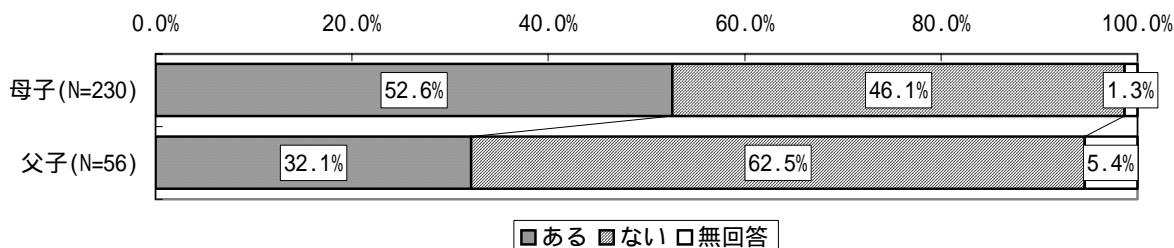
図 近隣との交流



- 2 社会的な偏見を感じた経験

社会的な偏見を感じた経験は、母子家庭では「ある」(52.6%)が「ない」(46.1%)を6.5ポイント上回っているが、父子家庭では「ない」(62.5%)が「ある」(32.1%)を30.4ポイント上回っています。

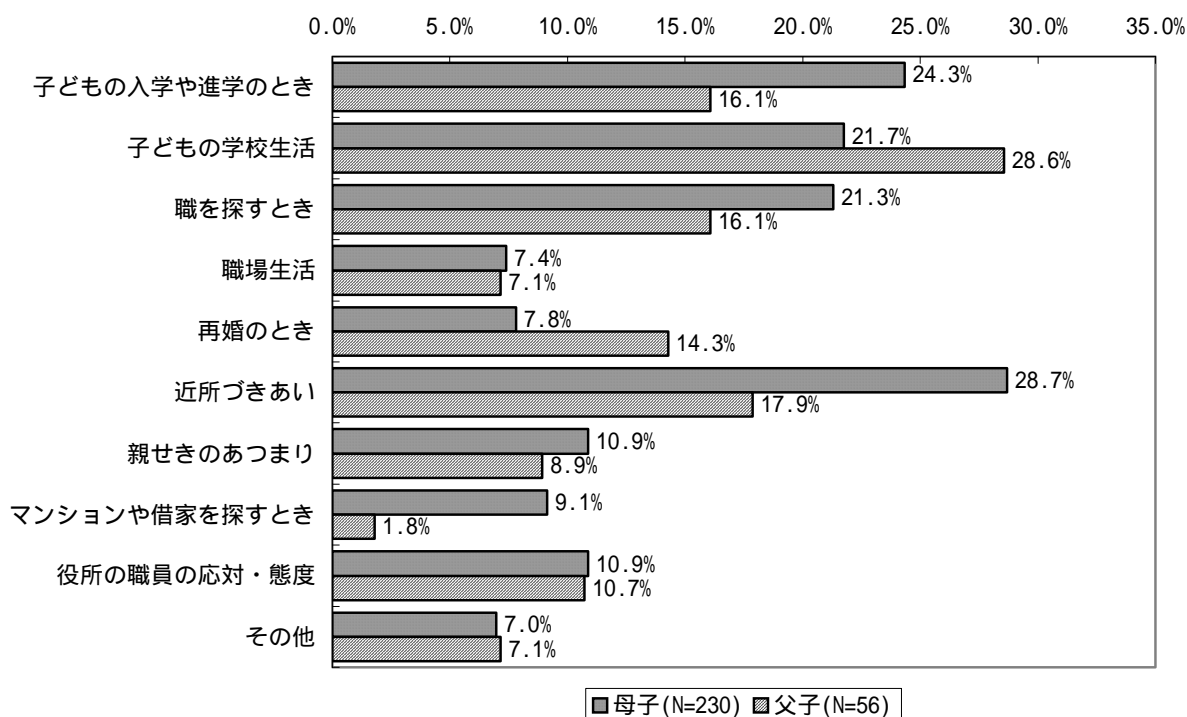
図 社会的な偏見を感じた経験



- 3 社会的な偏見を感じる時(複数回答)

社会的な偏見を感じる時は、母子家庭では「近所づきあい」が28.7%で最も多く、次いで「子どもの入学や進学の時」(24.3%)、「子どもの学校生活」(21.7%)となっています。父子家庭では、「子どもの学校生活」が28.6%で最も多く、次いで「近所づきあい」(17.9%)となっています。

図 社会的な偏見を感じる時



- 4 ひとり親家庭を対象にした行事への参加

ひとり親家庭を対象にした行事への参加は、「参加したことがある」が最も多いのは母子家庭・父子家庭ともに「いきいきふれあい事業」(23.9%、16.1%)で、次いで「ひとり親家庭福祉事業」(17.0%、12.5%)となっています。「参加したことはないが、参加してみたい」をみると、母子家庭では「ひとり親家庭福祉事業」が13.9%で最も多く、次いで「いきいきふれあい事業」(11.7%)となっており、父子家庭では「ひとり親家庭福祉事業」が8.9%で最も多く、次いで「京都北部5市父子家庭親子1日交流会」(7.1%)となっています。

図 ひとり親家庭を対象にした行事への参加（母子家庭）

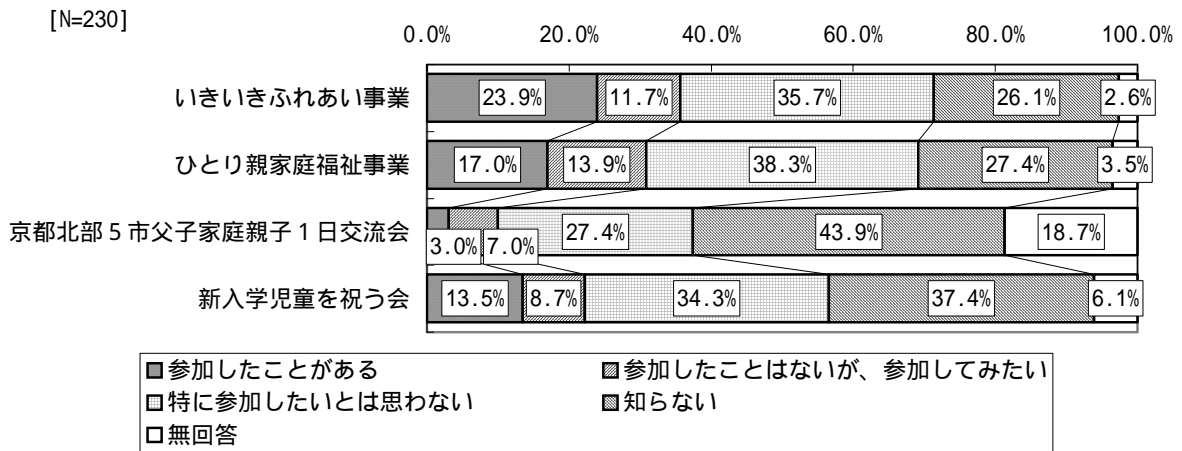
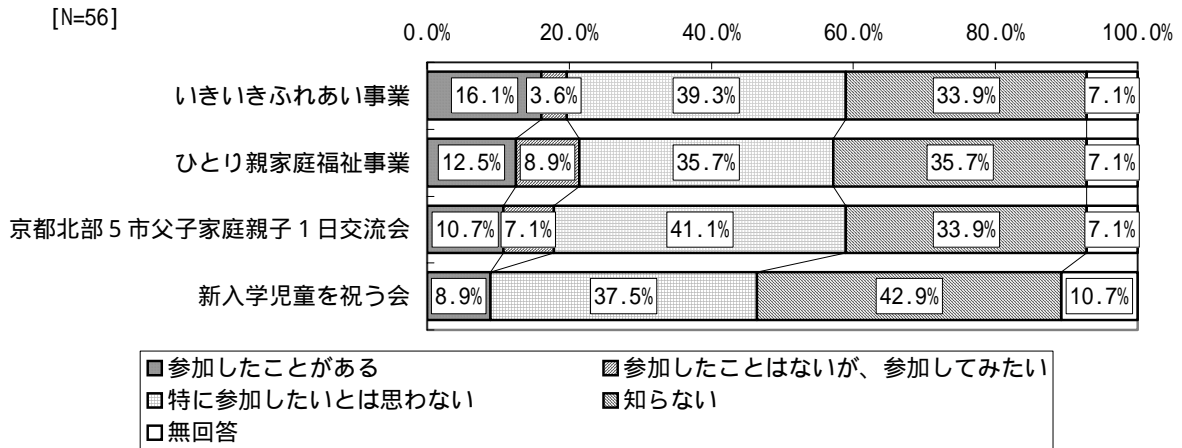


図 ひとり親家庭を対象にした行事への参加（父子家庭）

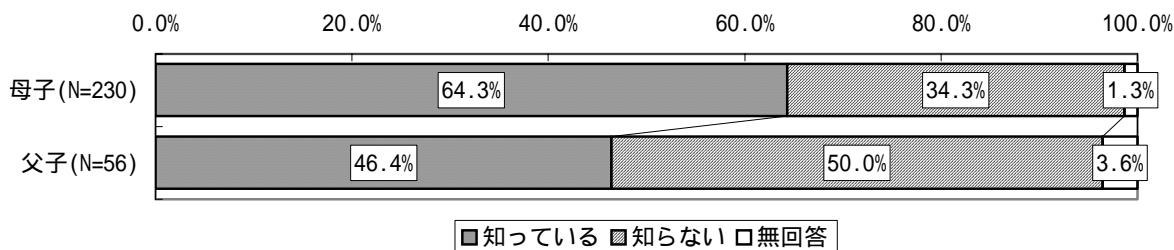


いきいきふれあい事業（主催：京丹後市母子寡婦福祉会）
 市内母子・父子家庭を対象にした日帰り旅行
 ひとり親家庭福祉事業（主催：京丹後市）
 市内母子・父子家庭を対象にしたレクリエーション事業（昨年度はボーリング大会開催）
 京都北部5市父子家庭親子1日交流会（主催：京都北部5市父子会）
 市内父子家庭を対象にした日帰り旅行
 新入学児童を祝う会（主催：京都府）

- 5 母子寡婦福祉会・父子会の認知度

母子寡婦福祉会・父子会の認知度は、母子家庭では「知っている」(64.3%)が「知らない」(34.3%)を上回っているが、父子家庭では「知らない」(50.0%)が「知っている」(46.4%)を上回っています。

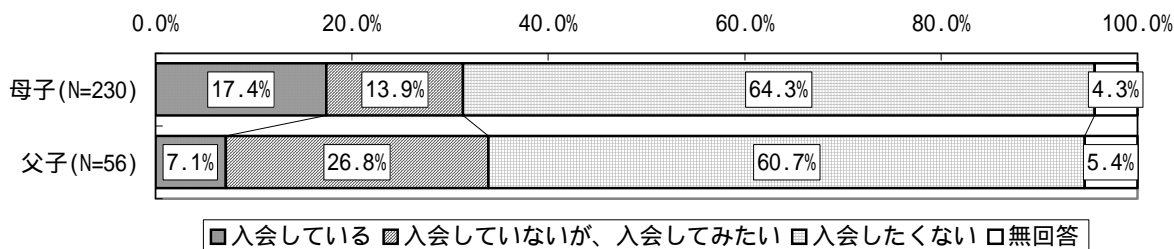
図 母子寡婦福祉会・父子会の認知度



- 6 母子寡婦福祉会・父子会の入会希望

母子寡婦福祉会・父子会の入会希望は、母子家庭・父子家庭ともに「入会したくない」(64.3%、60.7%)が6割以上となっています。「入会している」は母子家庭が17.4%で、父子家庭の7.1%に比べて多くなっています。「入会していないが、入会してみたい」をみると父子家庭が26.8%で母子家庭の13.9%に比べて多くなっています。

図 母子寡婦福祉会・父子会の入会希望

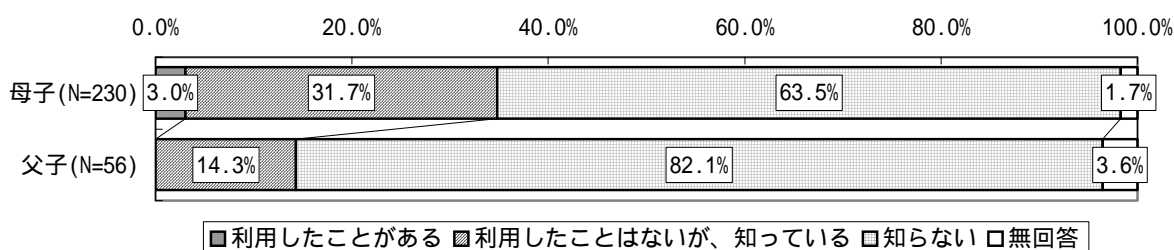


施策の評価について

- 1 京都府母子家庭等北部自立支援センターの認知度

京都府母子家庭等北部自立支援センターの認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(63.5%、82.1%)が最も多くなっています。「利用したことがある」と「利用したことはないが、知っている」の合計は母子家庭で34.7%、父子家庭で14.3%となっており、母子家庭の方が認知度が高くなっています。

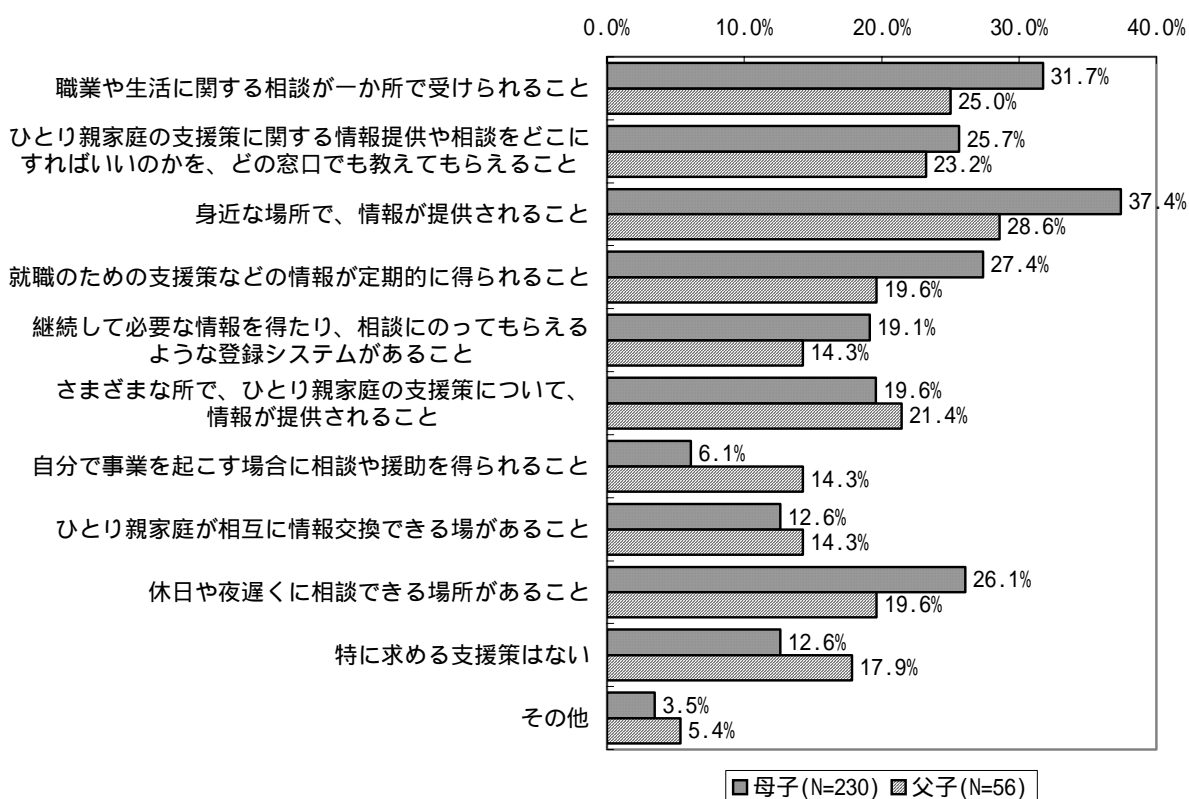
図 京都府母子家庭等北部自立支援センターの認知度



- 2 相談や情報提供に関する必要な支援策

相談や情報提供に関する必要な支援策は、母子家庭・父子家庭ともに「身近な場所で、職業情報が提供されること」(37.4%、28.6%)が最も多く、次いで「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」(31.7%、25.0%)となっています。

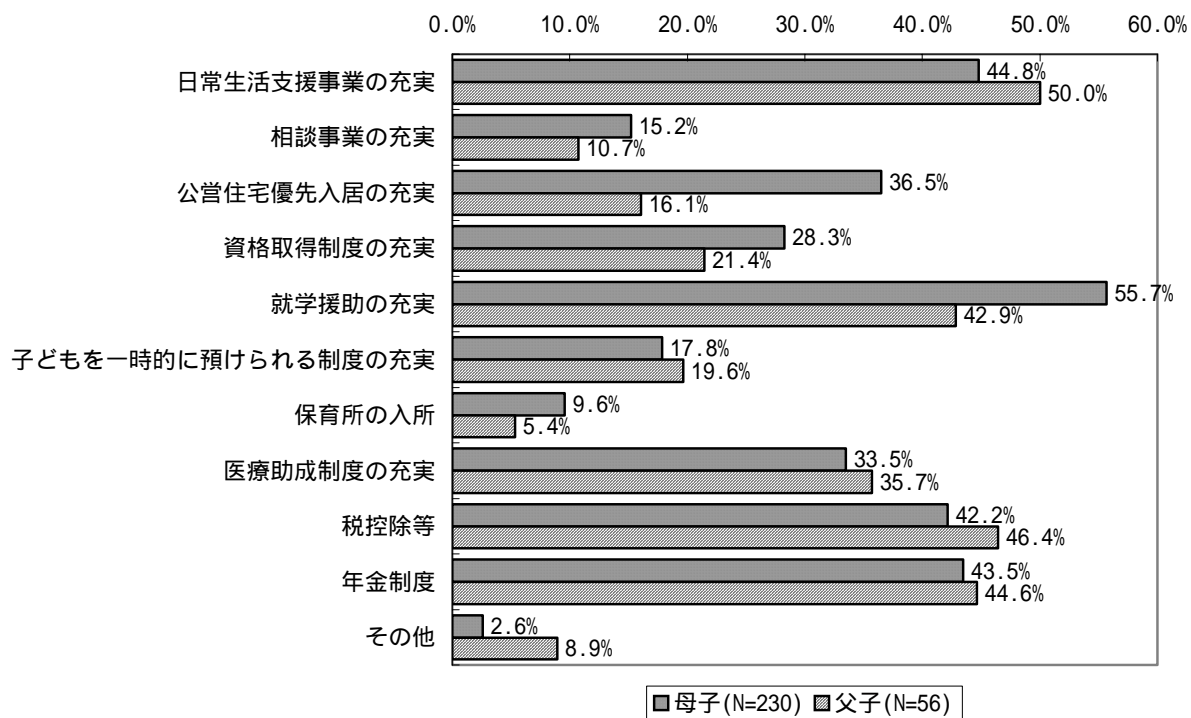
図 相談や情報提供に関する必要な支援策



- 3 国や市に要望する施策

国や市に要望する施策は、母子家庭では「就学援助の充実」が55.7%で最も多く、次いで「日常生活支援事業の充実」(44.8%)、「年金制度」(43.5%)となっています。父子家庭では「日常生活支援事業の充実」が50.0%で最も多く、次いで「税控除等」(46.4%)、「年金制度」(44.6%)となっています。

図 国や市に要望する施策



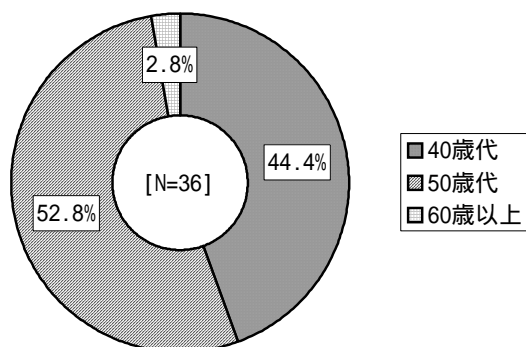
(2) 寡婦用調査

お子さんご家族の状況について

- 1 年齢

年齢は、「50歳代」が52.8%で最も多く、次いで「40歳代」(44.4%)、「60歳以上」(2.8%)となっています。

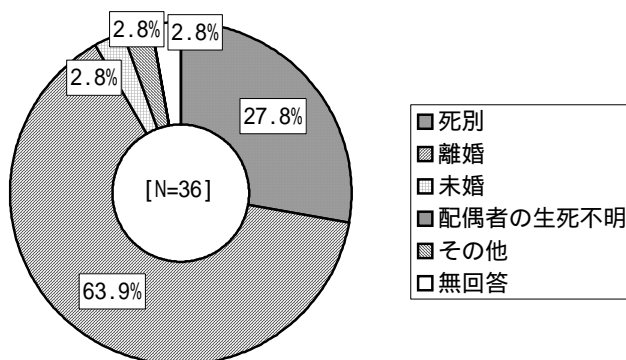
図 年齢



- 2 母子家庭になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が63.9%で最も多く、次いで「死別」(27.8%)となっています。

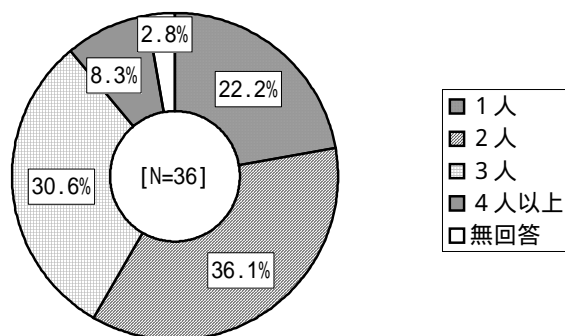
図 母子家庭になった理由



- 3 扶養していた子どもの人数

扶養していた子どもの人数は、「2人」が36.1%で最も多く、次いで「3人」(30.6%)、「1人」(22.2%)となっています。

図 扶養していた子どもの人数

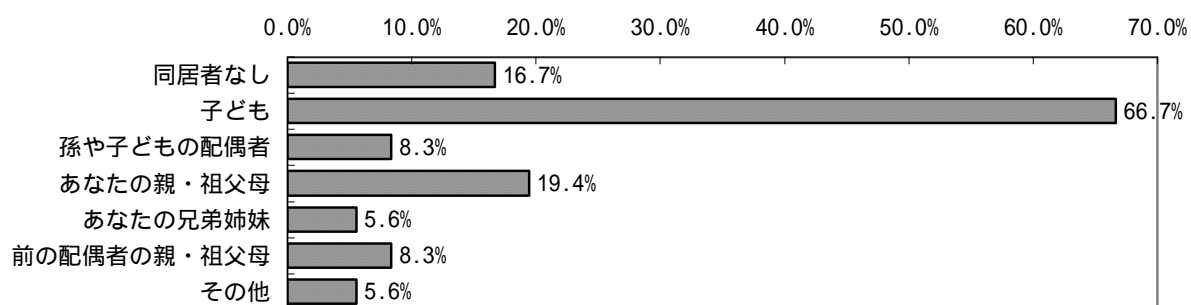


- 4 同居家族

現在の同居家族は、「子ども」が66.7%で最も多く、次いで「あなたの親・祖父母」(19.4%)、「同居者なし」(16.7%)となっています。

[N=36]

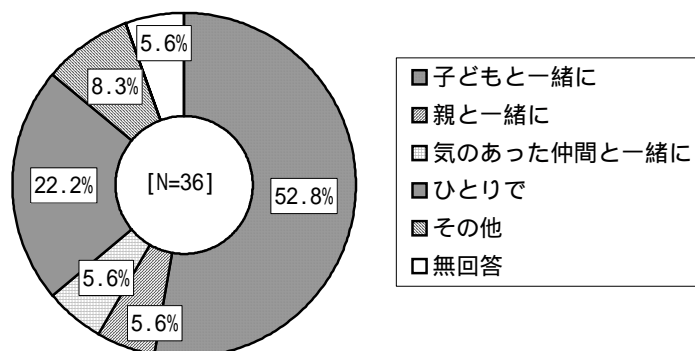
図 同居家族



- 5 希望同居形態

希望同居形態は、「子どもと一緒に」が52.8%で最も多く、次いで「ひとりで」(22.2%)となっています。

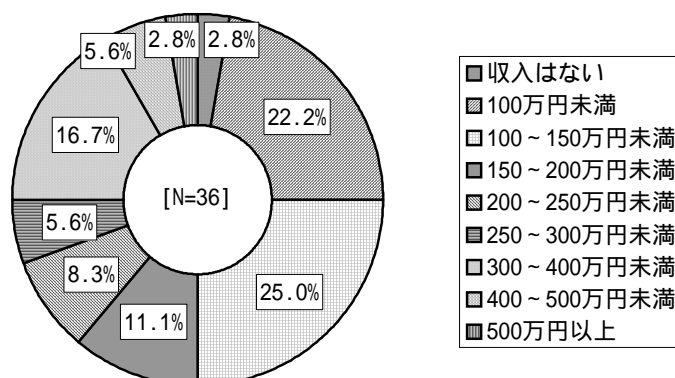
図 希望同居形態



- 6 年間総収入

年間総収入は、「100～150万円未満」が25.0%で最も多く、次いで「100万円未満」(22.2%)、「300～400万円未満」(16.7%)となっています。

図 年間総収入



- 7 生活保護の受給

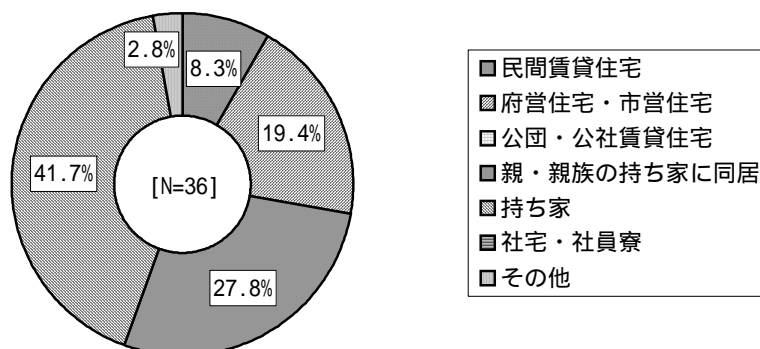
生活保護の受給は、すべての回答者が「受給していない」と回答しました。

住居の状況について

- 1 住居の所有関係

住居の所有関係は、「持ち家」が41.7%で最も多く、次いで「親・親族の持ち家に同居」(27.8%)となっています。賃貸住宅(「民間賃貸住宅」「府営住宅・市営住宅」「公団・公社賃貸住宅」の合計)は27.7%となっています。

図 住居の所有関係



- 2 1か月の家賃

住居の所有関係が賃貸住宅の方のうち、1か月の家賃は、「1万円未満」と「1万円～3万円未満」がともに3人で最も多く、次いで「3万円～5万円未満」「5万円～7万円未満」(2人)となっています。

表 1か月の家賃

	回答数	構成比
1万円未満	3	30.0%
1万円～3万円未満	3	30.0%
3万円～5万円未満	2	20.0%
5万円～7万円未満	2	20.0%
7万円以上	0	0.0%
合計	10	100.0%

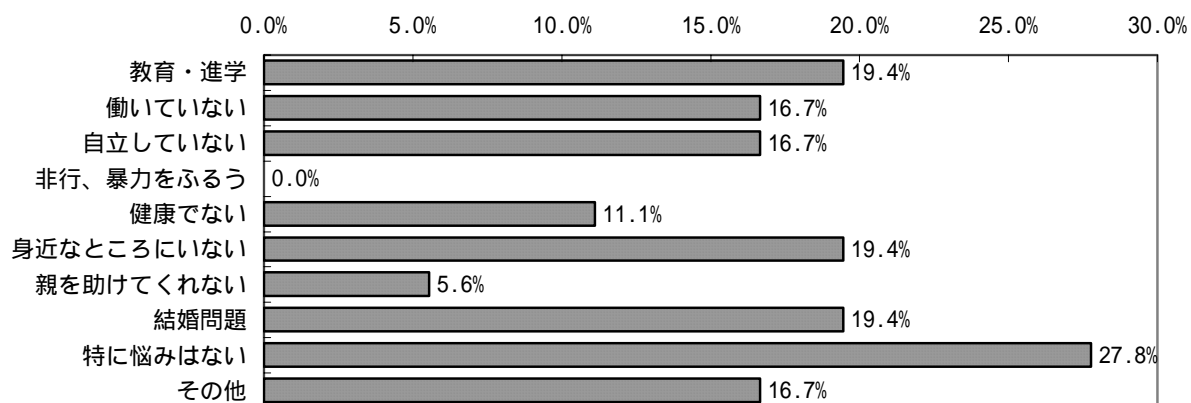
生活の状況について

- 1 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みは、「特に悩みはない」と「その他」を除いて、「教育・進学」・「身近なところにいるいない」・「結婚問題」がそれぞれ19.4%で最も多く、次いで「働いていない」・「自立していない」(ともに16.7%)となっている。なお、「特に悩みはない」は27.8%となっています。

[N=36]

図 子どもに関する悩み

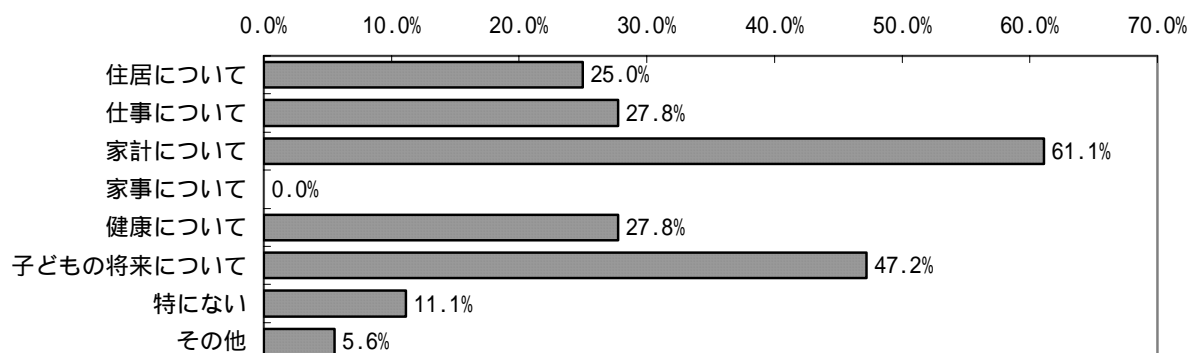


- 2 現在困っていること

現在困っていることは、「家計について」が61.1%で最も多く、次いで「子どもの将来について」(47.2%)、「仕事について」・「健康について」(ともに27.8%)となっています。

[N=36]

図 現在困っていること

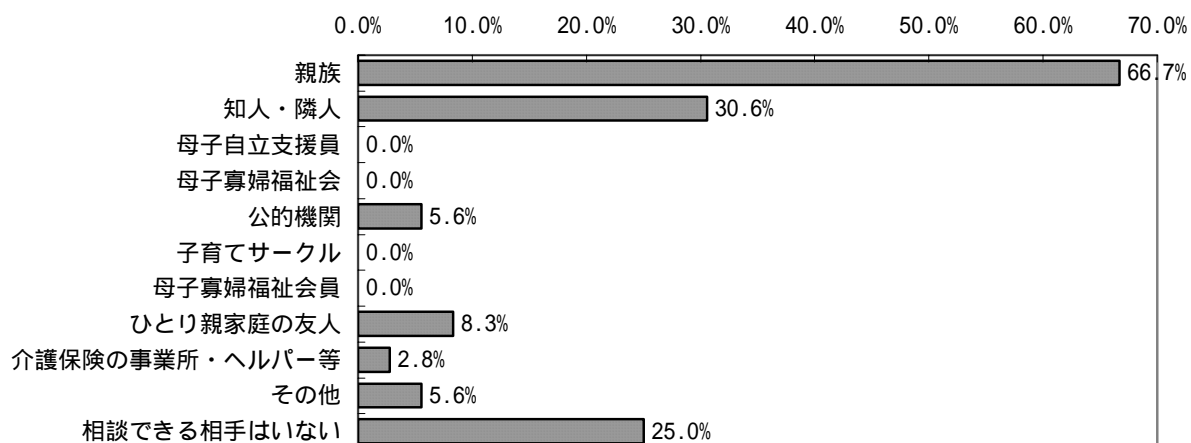


- 3 相談相手

相談相手は、「親族」が66.7%で最も多く、次いで「知人・隣人」(30.6%)、「相談できる相手はいない」(25.0%)となっています。

[N=36]

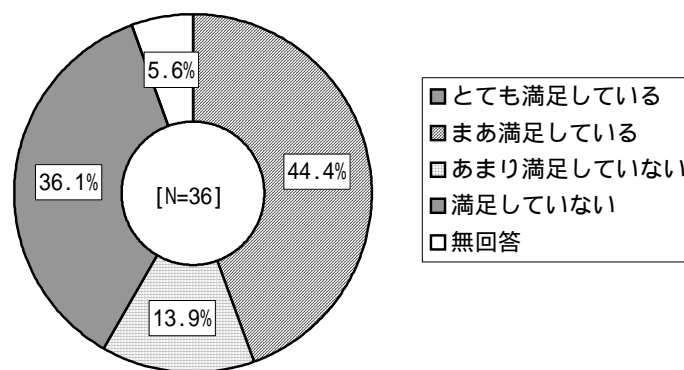
図 相談相手



- 4 現在の生活の満足度

現在の生活の満足度は、満足していない(「あまり満足していない」と「満足していない」の合計)が50.0%で、満足している(「とても満足している」と「まあ満足している」の合計)の44.4%を5.6ポイント上回っています。

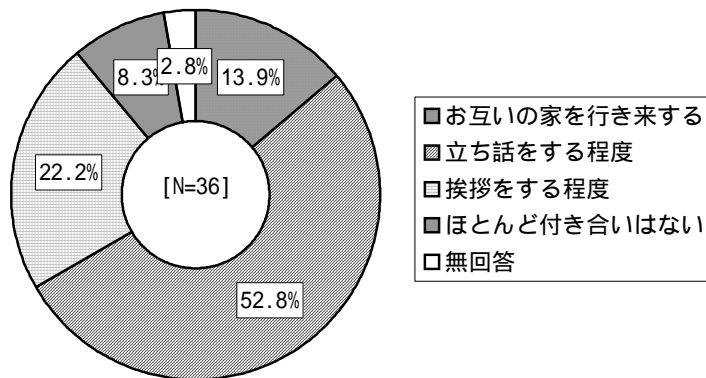
図 現在の生活の満足度



- 5 近隣との交流

近隣との交流は、「立ち話をする程度」が52.8%で最も多く、次いで「挨拶をする程度」(22.2%)、「お互いの家を行き来する」(13.9%)となっています。

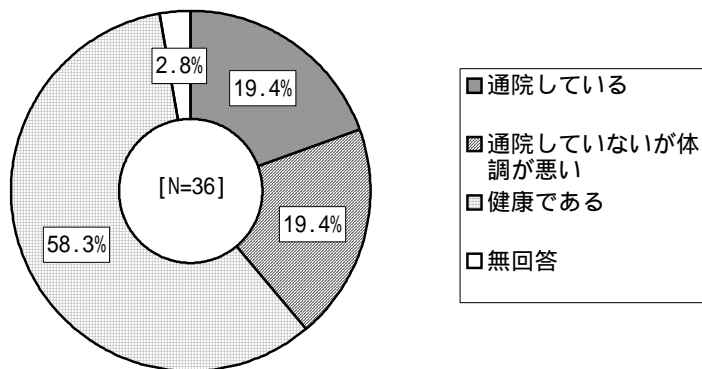
図 近隣との交流



- 6 健康状態

健康状態は、「健康である」が58.3%で最も多く、次いで「通院している」・「通院していないが体調が悪い」(ともに19.4%)となっています。

図 健康状態

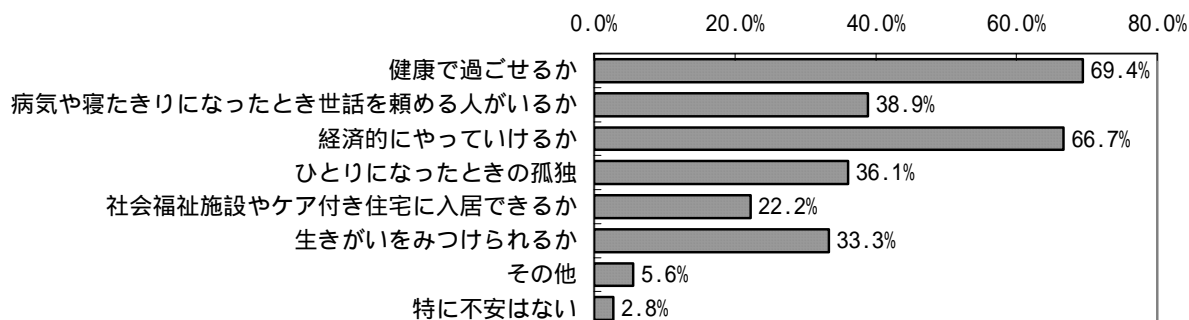


- 7 将来の不安

将来の不安は、「健康で過ごせるか」が69.4%で最も多く、次いで「経済的にやっていけるか」(66.7%)となっています。

[N=36]

図 将来の不安



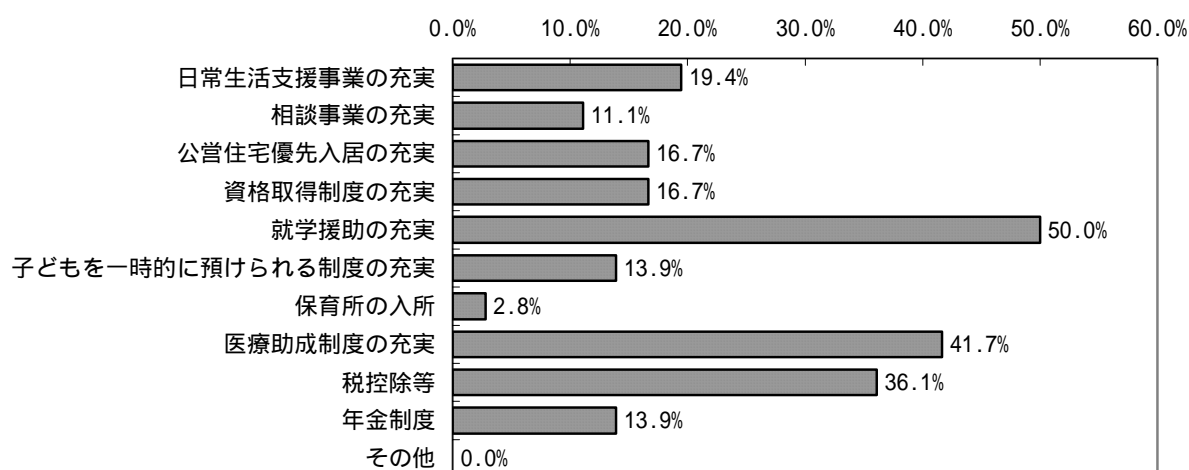
施策の評価について

- 1 母子家庭の時に必要だった支援

母子家庭の時に必要だった支援は、「就学援助の充実」が50.0%で最も多く、次いで「医療助成制度の充実」(41.7%)、「税控除等」(36.1%)となっています。

[N=36]

図 母子家庭の時に必要だった支援



3. ひとり親家庭等の自立に向けての課題

京丹後市では、近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭のひとり親家庭が増加傾向にあります。

また、母子家庭となった理由としては離婚によるものが8割弱、父子家庭では8割強となっており、離婚件数も過去3年間を見ても増加傾向にあり、児童扶養手当の受給者数も増加傾向となっています。

このような状況の中、「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」の結果などから、これからのひとり親家庭等への自立支援策を進めるにあたっての課題をまとめると、次のようなことが考えられます。

(1) 就業支援の充実

母子家庭の母の年間総収入の低さ、不安定な就労状況

平成17年の国民生活基礎調査によると、全国の母子家庭の平均年間収入は213万円ですが、京丹後市の母子家庭では年間総収入200万円未満の世帯が66.5%もおられます。母子家庭の年間の収入について全国平均を下回っている方が京丹後市には多くみとめられる状況となっています。

さらに、母子家庭の母の就業形態では、正社員が34.3%、臨時的雇用に53.6%となっており、「収入が少なく、生活が苦しい」や「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」などの悩みを抱えています。

このような状況から、経済的に自立をするためには、安定した雇用の場を確保するとともに、就業に関する相談や情報の提供等、適切な就業支援を行える環境を整える必要があります。

就業に有利な資格取得の支援等、安定した就職につなげる機会の提供が必要

母子家庭の母が今後取得したい資格には様々な種類がありますが、経済的自立を目指すためには、安定した就職への意識づけと就業に有利になるような資格取得や技能習得の機会の提供が必要です。

(2) 子育てや生活支援の充実

就学前の保育サービスの必要性

母子家庭の24.3%が就学前の子どもを抱えており、就業による自立を目指すためには、安心して子どもを預けられる場所の確保等、保育サービスの環境を整えて行く必要があります。

母子家庭に対する公営住宅等の入居対策が必要

母子家庭の持ち家率は16.5%であり、父子家庭(39.3%)に比べ低く、現在の住居に対する家賃等の不満も多くなっています。また、賃貸住宅を探す際の悩みとして76.7%の方が比較的家賃の低廉な住宅を希望していることから、公営住宅における入居対策を図る必要があります。

(3) 経済的支援の充実

就業支援と両輪での経済的支援の周知が必要

現在困っていることとして、母子家庭の68.7%の方が家計(収入面)を挙げており、父子家庭でも64.3%の方が同様の悩みを抱えています。ひとり親家庭等の各種制度に対する認知度も低いことから、経済的自立のためには就業支援だけでなく、母子寡婦福祉資金の貸付制度や児童扶養手当受給に関すること等、各種制度について周知を図っていくことが必要です。

(4) 情報提供・相談体制の充実

相談支援の必要性

ひとり親家庭は、子育てと生計の二つの役割を一人で担っている方が多く、子どものことや養育費、また将来の生活まで様々な悩みを抱えています。また、寡婦についても多くの方が健康や将来の生活に対する不安を抱えています。

このような様々な悩みや不安を気軽に相談ができ、適切な指導・助言を受けられる環境を整えていく必要があります。

また、市の相談支援だけでなく、当事者団体である母子寡婦福祉会・父子会への新たな入会希望者などもみとめられることから、地域での取り組みが充実するよう支援していく必要もあります。

日常生活を支援する施策の認知度の低さ

ひとり親家庭の母または父が病気等のときに生活援助をしてくれる人は、母子家庭・父子家庭ともに「同居している親・親族」が最も多い(母子家庭の46.5%、父子家庭の58.9%)ものの、「特に頼める人はいない」方も1割強はいます。また、緊急一時的な日常生活の支援について、母子家庭の54.8%、父子家庭の69.6%の方が関連する事業を知らないと回答していることから、日常生活における市の各種支援について周知を図るとともに支援施策の充実が必要となっています。

様々な支援策を適切に伝える方法・仕組みが必要

日常生活を支援する事業の認知度の低さに対し、様々な支援をどのように適切に伝えるかが課題となっています。ひとり親家庭からは相談や情報の支援に関して「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」に多くの回答があつまっています。必要な時に必要なサービスを適切に伝えられるように、子育て支援課などでの情報提供だけでなく、ひとり親家庭が市役所等と直接関わる様々な機会などをとらえて、情報を確実に提供していく仕組みづくりが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち

この計画のめざすべきひとり親家庭等の自立とは、ひとり親家庭等の人々がどのように生きののかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子どもの養育と生計をひとりで担っているひとり親が、安心して子育てをする環境と経済的な安定が必要であり、懸命に生活をしているひとり親等が子どもをもつ親として子どもを育てる喜びや楽しさを享受でき、またその子ども達の健やかな育ちを促せるような社会の実現をめざします。

2. 基本的な視点

この計画は、ひとり親家庭等が、多様な家族のあり方のひとつとして認識され、地域で希望をもって、生活ができるよう、以下の5つを基本的な視点として取り組みます。

(1) ひとり親家庭等の人権尊重

ひとり親家庭等が社会を構成する様々な家族のひとつとして認識され、偏見や理解不足により不利益を被ることがないように、人権が尊重されるまちづくりをめざします。

(2) 就業等による自立支援の強化

就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことや、事業主側の母子家庭に対する雇用の理解不足などにより、特に母子家庭や寡婦において就職が困難な場合が多いといわれています。母子家庭と寡婦が継続して生活の安定を図るためには、経済的な支援とともに、就業支援を強化していく必要があります。また、就業の確保のためには、仕事と子育ての両立が不可欠であるので、就業支援とともにきめ細かな子育て・生活支援の施策の推進をめざします。

(3) きめ細かな福祉サービスの展開

精神面で支えを必要としている場合や家庭での子育てと仕事の両立が困難な場合において適切な援助を行うなど、生活全般について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな福祉サービスの展開をめざします。

(4) 相談機能の強化と福祉・雇用の連携

ひとり親家庭等の自立を図るためには、早期の段階の的確な支援が重要です。ひとり親家庭を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援などに上手くつないでいく必要があると考えます。このため、市として最も重要な役割である相談機能や情報提供機能の強化に加え、福祉と雇用の施策と機関の緊密な連携をめざします。

(5) 子どもの健やかな育ち

ひとり親家庭等の支援において、親の支援にばかり注目するのではなく、すべては次代を担う子ども達の健やかな育ちを前提にするものだと考えています。離婚、死別などが子どもの精神面に与える影響や進学悩みなど、子どもの成長過程において生じる諸問題について、十分な配慮が必要だと考えます。ひとり親家庭の子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重されるよう、子どもの視点を大切にした支援を推進します。

3 . 施策目標

前述の基本的な5つの視点を踏まえて、次のとおり5つの目標を設定し、施策を展開します。

(1) 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が就労による自立をめざせるように、保育サービスの充実や自立支援に関する福祉サービスの充実などによってひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、安心して子育てと仕事や就業のための訓練などとの両立ができるように支援します。

また、ひとり親家庭の母・父にとっては緊急時や就業時間に合わせた保育サービスが重要となっており、このようなニーズに対応できる多様な子育て支援を推進していきます。

なお、保育サービスの充実については「次世代育成支援対策行動計画」と整合性を図りながら進めていきます。

保育所の優先入所の推進

放課後児童健全育成事業の優先利用の推進

多様な子育て支援の推進

公営住宅の優先入居に関する情報提供

(2) 就業支援の推進

ひとり親が子育てをしながら収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保し、安定した生活を送れるように、関係機関と連携しながら、職業能力向上のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出の啓発などの就業支援を推進します。

また、特に母子家庭についてそれぞれの実情に応じてきめ細かな就業支援ができるように、関係機関の連携のもと、ひとり親となった初期段階で市の施策に接する機会を利用して、母子自立支援プログラムの支援などを展開します。

また、事業主に対しては、ひとり親家庭の母・父、寡婦の安定した就業に向け、ひとり親家庭等の雇用促進を求めます。

就業に対する相談・支援体制の充実

より良い就業に向けた能力開発の支援

ひとり親の就業に関する広報・啓発活動の推進

(3) 養育費の確保に向けた支援の推進

ひとり親家庭の子どもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図るとともに、養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。

広報・啓発活動の推進
相談体制の充実

(4) 経済的支援の推進

家計について多くのひとり親家庭等が問題を感じています。児童扶養手当などの経済的支援策に関して関連窓口で情報提供に努めるとともに、制度の適正な実施によって、母子家庭及び寡婦の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。また、ひとり親家庭の多くが課題とする就学援助など、経済的な負担を軽減する支援策を引き続き実施します。

経済的支援の実施
経済的支援の情報提供の充実

(5) 情報提供・相談体制の充実

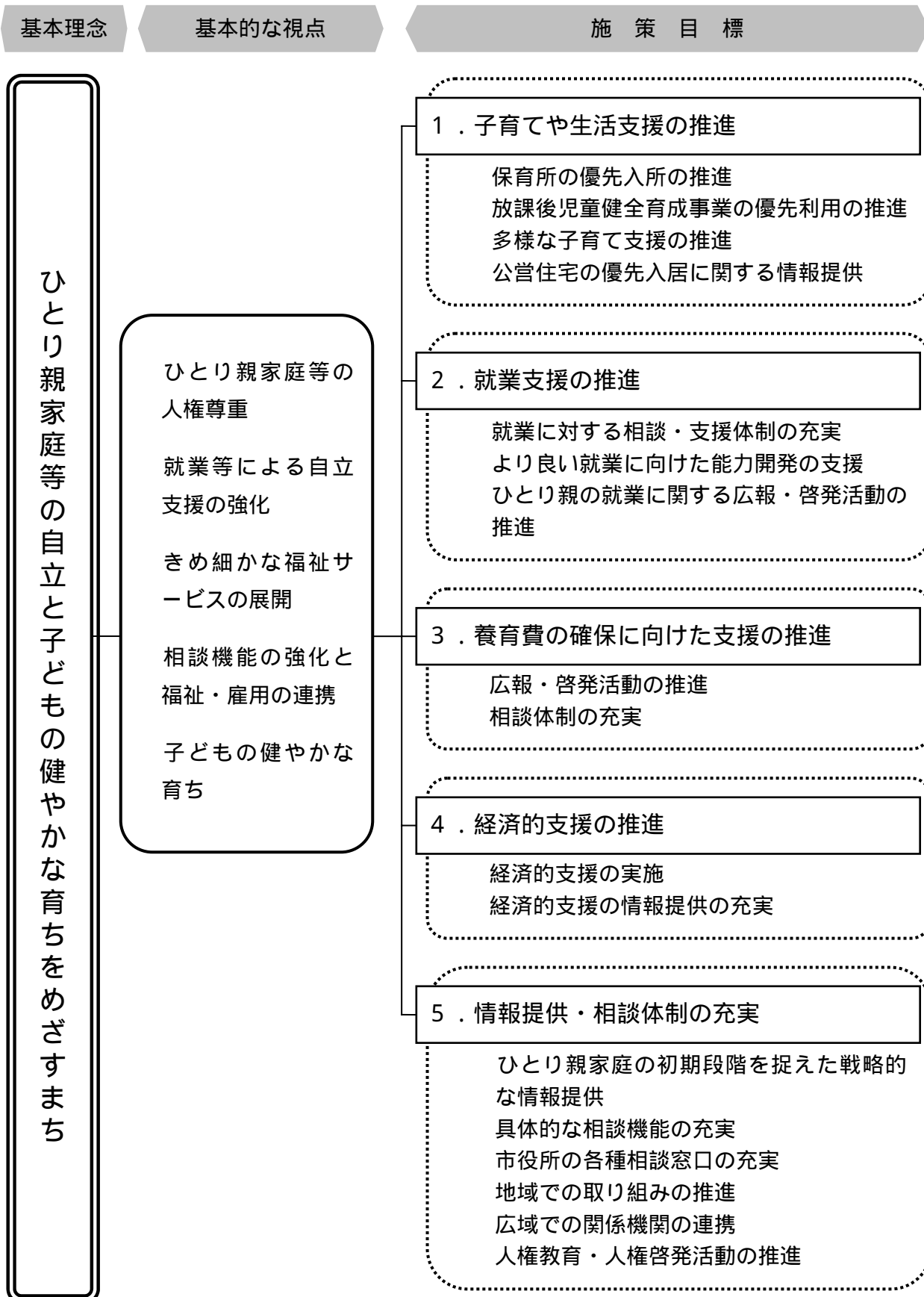
ひとり親家庭の自立を支援する施策や機関について知らない方もまだまだ多い状況にあります。ひとり親家庭等の抱えるさまざまな課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実をめざします。

特に、平成20年4月から実施された児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続きを含め、児童扶養手当や戸籍の手続きでひとり親家庭等と直接対応する市の窓口において、それぞれの抱える問題に応じて利用できるサービスを助言し、母子家庭等北部自立支援センター等も含めた様々な自立支援に結びつけられるような仕組みを強化し、児童扶養手当等の支給と自立支援が一体的に行えるような体制の整備をめざします。

また、ひとり親家庭等の人権が尊重されるよう、各種啓発活動を推進します。

ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な情報提供
具体的な相談機能の充実
市役所の各種相談窓口の充実
地域での取り組みの推進
広域での関係機関の連携
人権教育・人権啓発活動の推進

4 . 計画の体系



第4章 施策の展開

1. 子育てや生活支援の推進

(1) 保育所の優先入所の推進【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所することができるような取り組みを推進します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
保育所の優先入所	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所することができるように申込について配慮します。	子育て支援課

(2) 放課後児童健全育成事業の優先利用の推進【対象：母子・父子】

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が放課後児童健全育成事業を優先的に利用できる取り組みを推進します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
放課後児童健全育成事業	基本的に利用希望者は全員を受入れる方針ですが、施設の定員を上回る希望がある場合は、家庭状況等の調査のうえでひとり親家庭を優先的に利用できる取り組みを実施します。	子育て支援課

(3) 多様な子育て支援の推進【対象：母子・父子】

ひとり親家庭の母・父は緊急時や就業時間に合わせた保育サービスを希望する傾向にあり、通常の保育サービス以外に多様な子育て支援を推進することが求められます。このため、ひとり親家庭福祉事業の推進や「次世代育成支援対策行動計画」に基づく延長保育・一時保育等の充実を図ります。

さらに、父子家庭の父は子育てや家事など日常生活の根本への支援を必要としている場合があり、日常生活支援事業の情報提供などきめ細かいサービス提供を推進します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
ひとり親家庭福祉事業	ひとり親家庭の生活を支援するために、ひとり親家庭を対象にレクリエーションを年1回実施しています。今後は単に日常生活の支援だけでなく、自立支援としての講習会等も検討します。	子育て支援課

日常生活支援事業	ひとり親家庭が母・父の修学や疾病等の理由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅に派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等、日常生活の支援を行います。京都府が京丹後市母子寡婦福祉会へ委託して実施しています。本市は本事業の周知に努めるとともに、多様なニーズや時間帯に応じた対応を京都府に要望します。	京丹後市母子寡婦福祉会
延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時保育	現在、延長保育事業と一時保育事業を実施していますが、子育て支援としてひとり親家庭のニーズが高い緊急時の対応や、勤務時間の多様化に対応するため、延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時保育などについて「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図るため、市が社会福祉法人に事業を委託して実施しています。「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して親の育児疲れの解消や子育てアドバイスを実施するなど、家庭での子育て支援の充実を図ります。「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	子育て支援課

(4) 公営住宅の優先入居に関する情報提供【対象：母子・父子】

特に母子家庭ではひとり親家庭になった直後に転居を必要としていたり、より安い家賃の住宅を求めたりする傾向にあることから、公営住宅のひとり親家庭等に対する優先入居について、募集に関する情報提供を行い居住の安定を図ります。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
公営住宅の優先入居等についての情報提供	府営住宅についてひとり親家庭等に対する優先入居の募集があり、このような公営住宅の募集制度について情報を提供します。 また、市営住宅についてひとり親家庭等に対する入居選考にあたり配慮に努めます。	都市計画・建築住宅課 子育て支援課

2. 就業支援の推進

(1) 就業に対する相談・支援体制の充実【対象：母子・寡婦】

母子家庭の母においてはひとり親家庭となった後から就職を探す場合も多く、子育てと両立させながら就職先を見つけることには困難がともないます。また、就労後は「パート・アルバイト」で働く方が「正社員」で働く方より多いなど、母子家庭の母の多くが不安定な就労状況におちいりやすい状況となっています。

このため、ひとり親家庭のそれぞれの実情に応じてきめ細かな就業支援ができるように、関係機関の連携のもと、母子自立支援員による相談や児童扶養手当の現況届提出時など母子家庭となった初期段階をねらった母子自立支援プログラムの支援などを展開します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
母子自立支援員による相談	母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母に対する適切な自立支援を実施します。また、母子自立支援員は京都府が実施する母子自立支援員研修会等に参加し、就業支援のメニューや京丹後市の労働環境に係る情報を把握します。	子育て支援課
母子自立支援プログラム策定事業の実施	母子家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関との連携により就労支援の推進を図ります。児童扶養手当の現況届提出時に、対象者の就労状況を確認し、事業について周知します。	子育て支援課
母子家庭等就業・自立支援事業との連携	母子家庭の母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	京都府母子家庭等北部自立支援センター
関係機関の連携	公共職業安定所等と本市の子育て支援課、生活福祉課、労働の担当課等が連携し、きめ細かな自立・就労支援を行います。	関係機関

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援【対象：母子・寡婦】

結婚、出産、育児等により就業が中断していた場合や、過去に一度も働いた経験がない場合、また働いていたとしても不安定な就労状態である場合が母子家庭の母に多くみとめられます。安定した就業にむけて、母子家庭の母等が就職や起業するために必要な能力開発、能力向上の機会の充実に図ります。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
各種講座の開催	情報処理やホームヘルパー、介護福祉士等の資格取得を希望する方のため、開催場所や開催時間帯、経済的負担に配慮した各種講座の開催を行います。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付事業の推進	市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	子育て支援課
高等技能訓練促進費給付事業の推進	経済的自立に効果的な資格(介護福祉士等)を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付します。	子育て支援課
京都府母子家庭等北部自立支援センターの事業	京丹後市から行きやすい場所や受講しやすい時間帯の訓練・講習などがひとり親家庭の母・父から求められており、京丹後市のひとり親家庭の母・父が京都府母子家庭等北部自立支援センターの事業を受けやすくなるように京都府に求めます。	子育て支援課

(3) ひとり親の就業に関する広報・啓発活動の推進

【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭の母・父、寡婦の安定した就業に向け、ひとり親家庭等の雇用促進を事業所に求めるとともに、ひとり親家庭等の雇用を促進する各種制度等の広報・啓発活動を推進します。また、母子家庭を中心とした就業支援について、児童扶養手当の手続などをとらえて当事者に積極的に周知します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
事業主への雇用促進への啓発	事業主にひとり親家庭等の雇用に対する理解を深めてもらえるよう啓発活動を推進します。	子育て支援課
育児休業制度や看護休暇等の啓発活動の推進	ひとり親家庭の母・父及び寡婦などが子育てと仕事を両立しやすいように、育児休業制度や看護休暇の義務化などについて関係機関が連携して啓発活動を推進します。	子育て支援課
母子家庭及び寡婦の状況に応じた職業あっせんの周知	公共職業安定所等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談、能力開発の支援等を実施していることを周知します。また、広報誌やHPなどを利用して積極的な広報・啓発活動に努めます。	子育て支援課

3. 養育費の確保に向けた支援の推進

(1) 広報・啓発活動の推進【対象：母子・父子】

本市の母子家庭では養育費について何も取り決めをしない方や養育費を一度も受け取ったことはない方が約6割もおられ、母子家庭が経済的な問題を抱える要因の一つとなっています。ひとり親家庭等をはじめ市民全体に養育費の取り決めや支払いは親としての当然の義務であるという認識を深めるとともに、養育費の制度や取得手続きなど離婚に際してあらかじめ必要な知識を離婚に係る関係窓口で情報提供を行います。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
窓口等での情報提供と広報・啓発活動の推進	養育費の制度や取得手続きなど離婚に際してあらかじめ必要な知識について、関係窓口（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）で情報提供を行います。	子育て支援課 各市民局

(2) 相談体制の充実【対象：母子・寡婦】

養育費の確保に向けて、養育費の取り決めや支払いが滞ったときの法的な措置等の具体的な方策について、弁護士による法律相談や母子自立支援員による相談を行います。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
母子自立支援員による相談	離婚前に母子自立支援員が受ける相談の中で、離婚までの手続きや養育費の取り決めや履行を確保する法律等について情報提供を行うとともに相談に応じます。	子育て支援課
無料法律相談	養育費の取り決めや確保について、法律上の問題が絡む場合があることから、弁護士による無料法律相談を実施します。また、離婚や子育てなどに関する法律の問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	市民課

4 . 経済的支援の推進

(1) 経済的支援の実施【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭の生活の安定と自立を可能にするため、経済的な負担を軽減する支援策を引き続き実施します。給付などにあたってはプライバシーの保護など適正な給付業務を実施します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
児童扶養手当の給付	母子家庭で18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している母または養育している人を対象として給付を行います。母子家庭の母に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施します。	子育て支援課
児童手当による支援	児童手当制度の対象者に関する情報の提供を積極的に推進するほか、適正な給付業務を実施します。	子育て支援課
生活保護による支援	生活困窮者に対し、経済的な援助を行うとともに、さまざまな社会的資源を活用しながら、自立できるように支援を行います。	生活福祉課
就学援助による支援	経済的理由で就学が困難な児童生徒に対して、必要な費用を援助する就学援助を行います。	学校教育課
母子・父子家庭の医療費の支給	母子家庭と父子家庭に対して医療が容易に受けられるよう医療費を支給します。	医療保険課

(2) 経済的支援の情報提供の充実【対象：母子・寡婦】

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するために、経済的支援に関する情報を児童扶養手当や戸籍などの手続きの窓口等で積極的に提供します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供	母子家庭の母や寡婦に対して、府の事業である母子・寡婦福祉資金貸付制度について子育て支援課の窓口等で情報を提供します。	子育て支援課
生活福祉資金	資金の貸付と民生委員による生活支援により、安定した生活が営めることを目的とした資金であり、情報を提供します。	京丹後市社会福祉協議会
くらしの資金	失業や疾病、事故などにより、くらしのための資金が緊急に必要となった場合、一時的に生活が困難な世帯に10万円を限度に貸付を行います。	生活福祉課

5 . 情報提供・相談体制の充実

(1) ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な情報提供

【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭となった初期の段階から自立に向けた支援につながるように、児童扶養手当や戸籍などの手続きの窓口等において情報を確実に提供し、必要な支援につなげられる体制を目指します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
確実な情報提供	ひとり親家庭となった初期の段階から必要な情報が確実に提供できるように、関係窓口（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口、各市民局等）でひとり親家庭の自立支援策全般について情報を提供します。また、児童扶養手当の現況届送付時や提出時に、保護者が情報を入手できるように努めます。	子育て支援課
充実した情報提供	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてリーフレット等を各市民局等に設置し、広報を有効に活用するとともに、ホームページにおいても情報提供を行います。	子育て支援課

(2) 具体的な相談機能の充実【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭の母・父は情報提供等について「身近な場所で、職業情報が提供されること」や「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」などを求めています。児童扶養手当の窓口や母子自立支援員による相談、子育て支援課での相談などにおいてひとり親家庭等の各々の状況に合わせて自立支援策につなぐ体制をめざします。特に、児童扶養手当などで市の施策とつながりやすい母子家庭の母とは異なり、父子家庭の父は相談支援や生活支援を求めているにもかかわらず市として把握しにくい状況にあったことから、父子家庭に対する相談支援機能の充実を検討していきます。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
母子自立支援員による相談	母子家庭と寡婦に対し、ひとり親家庭の専門的知識を有する母子自立支援員が、総合的な相談窓口として、生活の安定、自立のための相談、情報提供やそれぞれが抱える様々な問題の相談に応じます。また、父子家庭に対しても生活相談等に応じます。	子育て支援課
休日相談	子育てに関する相談や健康の相談、その他日常生活のさまざまな相談に応じます。（月1回）	子育て支援課
父子家庭に対する相談機能の検討	父子家庭の子育てや日常生活の支援について情報を提供するとともに父子家庭に対する相談機能の充実を図ります。	子育て支援課
寡婦に対する相談機能の充実	寡婦については健康面や経済面での不安をかかえており、保健・医療・福祉の関係機関の連携のもと相談機能の充実を図ります。	子育て支援課

(3) 市役所の各種相談窓口の充実【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等はさまざまな悩みを重層的にかかえている場合がみとめられることから、子育て、教育、人権、労働、住宅等の多面的な相談窓口で適切に対応します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
家庭児童相談	家庭における子育ての支援や子どもの福祉向上を図るため、「家庭児童相談室」を開設しています。子育てや家庭の悩み、虐待などについて、家庭児童相談員が相談に応じます。	子育て支援課
市民相談室	『一人ひとりを大切にしたい』そんな想いを込めた市民相談室です。日常生活のさまざまな問題について、市職員が相談に応じます。	市民課
人権相談	さまざまな人権に関する問題が生じた場合、人権擁護委員が相談に応じます。	市民課
女性相談	さまざまな問題や悩みを抱える女性の問題解決の支援を行っています。毎月2回、市内各地において女性相談を開催しています。 例えば、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、子育て、パートナーからの暴力など）の問題、職場内（セクシュアル・ハラスメント）の問題、人間関係の問題などの相談に応じています。	市民課

(4) 地域での取り組みの推進【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が地域の身近なところで気軽に相談できるように、市民局での取り組みや当事者団体による支援等を推進します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
市民局での取り組み	住民に身近な各市民局において、ひとり親家庭等に対する初期の相談を行い、ひとり親家庭の専門的知識を有する母子自立支援員による総合的な相談につなげるなど、市民局と本庁の連携を強化します。	市民局 子育て支援課
母子福祉推進委員による相談	市内の町毎に2名配置している母子福祉推進委員によって母子家庭や寡婦の身の回りの困難事や悩み事の相談などを行います。	京都府が委嘱
母子寡婦福祉会・父子会等への支援	ひとり親家庭等への支援策を効果的に実施していくため、母子寡婦福祉会、父子会等の当事者団体との連携が不可欠であり、必要に応じ連絡会議等を開催していきます。母子寡婦福祉会、父子会においては会員の相互協力や情報の共有化などを通じて、ひとり親家庭等の生活を支援します。ひとり親家庭等で入会を希望している方や存在を知らない方が多い状況ですので、様々な機会を通じて母子寡婦福祉会・父子会の広報に努めます。	子育て支援課
民生委員児童委員・主任児童委員による相談	日常生活や子育てなどの相談に民生委員児童委員・主任児童委員が応じます。	生活福祉課

(5) 広域での関係機関の連携【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等の支援として、就業をはじめ、広域での専門的な相談の場も必要となります。このため、広域での関係機関の連携を強化し、必要な場合は身近な相談から専門的な機関につなげられるように努めます。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
京都府母子家庭等北部自立支援センターとの連携	京都府母子家庭等北部自立支援センターでは就業経験の少ない母子家庭の母等に、家庭状況や職業適性に応じて就業情報提供や職業訓練を受ける前の訓練（プレ訓練）、資格取得等の幅広い相談を実施しています。京都府母子家庭等北部自立支援センターにおける広域圏でのより専門的な支援と本市の担当課（子育て支援課をはじめ、福祉、教育、労働、住宅等の担当課）との連携を図ります。	関係機関

(6) 人権教育・人権啓発活動の推進【対象：母子・父子・寡婦】

ひとり親家庭等が多様な家族の一つの形態として十分に理解されるとともに、不当な差別や偏見によって社会的な不利益を受けることがないように、人権教育や人権啓発活動を推進します。

事業名等	事業内容・方針	所管課・機関
人権啓発活動の推進	ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けることがないように、すべての人の人権を尊重する社会を目指し、講座や広報等での啓発活動に取り組みます。	市民課

参考 指標となる事業の方針

アンケートによる京丹後市ひとり親家庭等の実態調査の結果等を踏まえ、施策の展開に描いた事業の中から本計画の指標となる事業を設定し、目標年度である平成25年度に向けた事業方針（目標）を定めました。地域特性や財政状況等を踏まえつつ事業方針（目標）の達成に努めていきます。

表 指標となる事業の方針

指標となる事業名		実績				事業方針（目標） ～平成25年度
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
ひとり親家庭の 保育所の優先入 所	児童数	138	133	110	109	事業の継続
	世帯数	124	121	100	102	
放課後児童クラブへの優 先利用（ひとり親家庭の 児童数）		9	14	24	28	事業の継続
ひとり親家庭福祉事業の 参加者数		94	81	107	57	レクリエーショ ン事業（継続） 各種講座の開催 （新規）
日常生活支援 事業	登録者数	4	1	6	6 *a	制度周知の推進
	利用件数	4	5	23	16 *a	
子育て短期支 援事業（ショ ートステイ）	申請者数	-	-	4 内、父子1人	9 *b 内、父子1人	事業の継続
	利用日数	-	-	41	74 *b	
延長保育事業	利用者数	21	30	32	30(見込)	延長時間の拡充
休日保育事業		-	-	-	-	ニーズ状況に併 せ実施を検討
夜間保育事業		-	-	-	-	
病児・病後児保育事業		-	-	-	-	
一時保育事業	申請者数	1	-	1	1 *b	事業の継続
	利用日数	5	-	1	4 *b	
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	母子家庭 会員数	-	-	4	4 *b	事業の継続 （会員確保）
	父子家庭 会員数	-	-	1	1 *b	
	利用回数	-	-	-	38 *b	
公営住宅への優先入居		市営住宅（平成20年度） 入居戸数 311戸（全体） 内、母子、寡婦世帯戸数 69戸 内、父子世帯戸数 7戸 府営住宅 補充による優先入居募集 3世帯 （平成21年1月1日現在）				情報の提供及び 入居選考配慮

指標となる事業名	実 績				事業方針 (目標)
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
母子自立支援員による相談の利用者数	-	-	2	6	事業の継続
母子自立支援プログラム策定事業の利用者数	-	-	-	1	
自立支援教育訓練給付事業の利用者数	-	-	1	-	
高等技能訓練促進費給付事業の利用者数	-	-	1	-	

*a 平成21年1月16日現在

*b 平成20年12月31日現在

第5章 施策の推進に向けて

1．計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況については、全庁的な進捗状況を年度ごとに把握・点検するとともに、その情報を市のホームページに掲載することなどにより、市民に周知します。

また、今後、関係法令の改正や国の社会保障制度の変更に伴い、ひとり親家庭等に関する制度の枠組みが変わることも予想されます。そのため、これらの社会・経済の動向や、ひとり親家庭のニーズ等に対応し、必要に応じて随時、各種施策の見直しを行っていきます。

2．市民や関係機関などとの連携

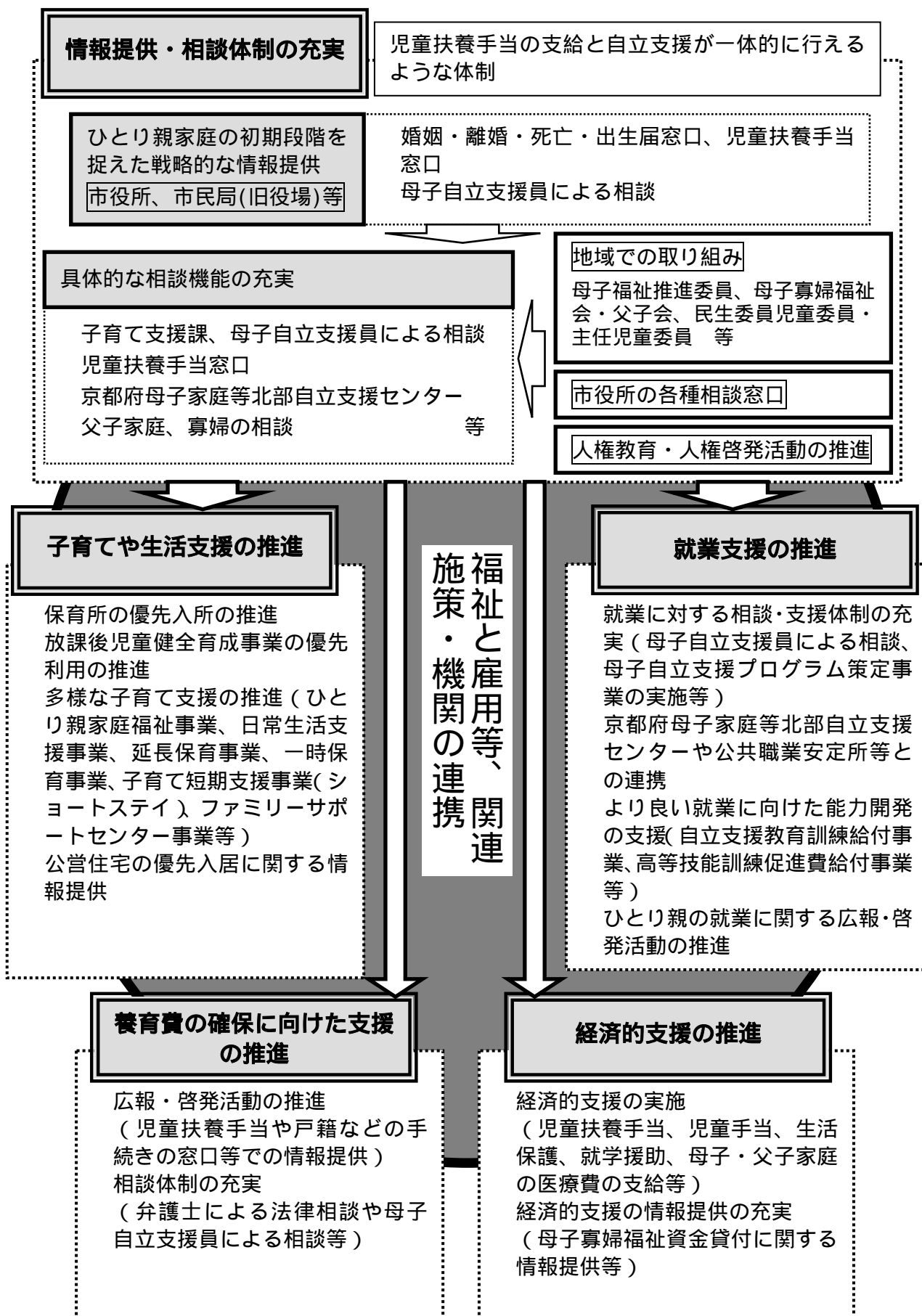
ひとり親家庭等の自立支援を推進するため、市においては、子育て支援課を中心として、関係各課、公共職業安定所、京都府母子家庭等北部自立支援センターなどの関係各機関と連携し、計画を積極的に推進していきます。また、市民をはじめ、当事者団体、地域のNPO法人、民間企業など、それぞれとの連携に努めながら施策を展開していきます。

3．重点的な施策展開

～情報提供・相談体制の充実と自立支援サービスの緊密な連携～

本計画では様々な施策のメニューを用意していますが、市として最も重要な役割はひとり親家庭等の相談に応じ、施策や取り組みの情報提供を充実することです。ひとり親家庭等の自立を図るためには、早期の段階の的確な支援が重要です。ひとり親家庭を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援などに上手くつないでいく必要があると考えます。ひとり親家庭となった初期段階に、児童扶養手当の窓口をはじめ、ひとり親家庭等と直接対応する窓口において、それぞれの抱える問題に応じて利用できるサービスを助言し、母子家庭等北部自立支援センター等の事業も含め様々な自立支援のサービスに結びつけられるような仕組みの構築をめざします。

図 情報提供・相談体制の充実と自立支援サービスの緊密な連携



資料

資料 1

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

平成 16 年 7 月 7 日

条例第 247 号

(設置)

第 1 条 市における健康と福祉のまちづくりの推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 健康づくりの増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の向上に関すること。
- (3) 障害者福祉の向上に関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 地域福祉その他健康と福祉のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうちで互選する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月5日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

資料 2

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会

(敬称略)

氏名	住所	役職	部会
蒲田 淳	丹後町	審議会会長	子育て支援部会
矢野 千枝子	峰山町	部会長	
味田 佳子	弥栄町	副部会長	
岩田 由起子	久美浜町		
梅田 豊子	網野町		
谷口 良明	峰山町		
吉岡 明彦	大宮町		
岩淵 祐子	網野町		
上田 誠	網野町	部会長	高齢者福祉部会
宮田 恵夫	久美浜町	副部会長	
家原 裕子	大宮町		
稲垣 裕子	峰山町		
田中 壽美	弥栄町	審議会副会長	
田村 斗利	久美浜町		
松見 崇志	網野町		
小西 恭子	大宮町		
金子 壽幸	峰山町	部会長	障害者福祉部会
山本 初子	峰山町	副部会長	
大西 都美子	峰山町		
高田 伍郎	網野町		
竹村 増宏	丹後町		
水口 万里子	大宮町		
和田 直子	久美浜町		
田中 健而	久美浜町		

資料 3

計画策定の経緯

	日 程	会議の名称等	報告・議事内容等
平成 二十 年	平成 20 年 8 月 11 日 (月)	第 1 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 健康と福祉のまちづくり諮問について 各計画の概要説明について
	平成 20 年 8 月 11 日 (月)	第 1 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会子育て支援部会	計画の概要について 計画策定スケジュールについて
	平成 20 年 9 月 10 日 (水)	第 1 回京丹後市母子寡婦福祉会、京丹後市父子会意見交換会	京丹後市母子家庭等自立促進計画策定にあたり、母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の意見を計画に反映させるための意見交換会を開催。 計画の概要について 計画策定スケジュールについて
	平成 20 年 9 月 19 日 (金)	第 2 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会子育て支援部会	計画策定の目的、位置づけ、対象者、基本理念及び目標について アンケート調査の実施について
	平成 20 年 10 月 1 日 (水)	第 2 回京丹後市母子寡婦福祉会、京丹後市父子会意見交換会	アンケート調査票(案)の内容検討
	平成 20 年 10 月 23 日 (木)	第 3 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会子育て支援部会	京丹後市母子寡婦福祉会、京丹後市父子会との意見交換会報告について アンケート調査票(案)の内容検討について
	平成 20 年 12 月 16 日 (火)	第 2 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会	計画策定の進捗状況について
平成 二十 一 年	平成 21 年 1 月 20 日 (火)	第 5 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会子育て支援部会	京丹後市母子家庭等自立促進計画書(素案)について
	平成 21 年 1 月 22 日 (木)	第 3 回京丹後市母子寡婦福祉会、京丹後市父子会意見交換会	京丹後市母子家庭等自立促進計画書(素案)について
	平成 21 年 2 月 9 日 (月)	第 3 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会	京丹後市母子家庭等自立促進計画素案の審議について

京丹後市母子家庭等自立促進計画

発行 平成21年 月

京丹後市 保健福祉部 子育て支援課

京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL 0772-69-0340

FAX 0772-62-1156